



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例 (第65号) 2249

規 則

◇川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第61号) 2250

◇川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (第62号) 2250

◇住居表示の実施に伴う関係規則の整理に関する規則 (第63号) 2250

◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (第64号) 2250

◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則 (第65号) 2251

告 示

◇住居表示に伴う町区域の設定及び変更 (第433号) 2251

◇住居表示を実施すべき区域 (第434号) 2251

◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第435号) 2251

◇指定障害児通所支援事業者の指定 (第436号) 2252

◇自転車等の撤去と保管 (第437号) 2252

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (第438号) 2252

◇平成27年第4回川崎市議会定例会の招集 (第439号) 2254

◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除 (第440号) 2254

◇自転車等の撤去と保管 (第441号) 2256

◇重度障害者医療費助成条例施行規則に基づく医療証の更新 (第442号) 2256

◇生活保護法等による指定医療機関の指定 (第443号) 2256

◇生活保護法等による指定施術機関の指定 (第444号) 2256

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止 (第445号) 2256

◇生活保護法等による指定施術機関の廃止 (第446号) 2256

◇生活保護法等による指定医療機関の再開 (第447号) 2257

◇生活保護法等による指定介護機関の指定 (第448号) 2257

◇生活保護法等による指定介護機関の変更 (第449号) 2257

◇生活保護法等による指定介護機関の変更 (第450号) 2257

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止 (第451号) 2257

◇生活保護法等による指定介護機関の休止 (第452号) 2257

◇生活保護法等による指定介護機関の再開 (第453号) 2257

◇道路区域の変更 (第454号) 2258

◇道路の供用開始 (第455号) 2258

◇道路区域の変更 (第456号) 2258

◇道路の供用開始 (第457号) 2258

◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出 (第458号) 2258

公 告

◇条例環境影響評価審査書の公告 (第420号) 2259

◇一般競争入札の執行 (第421号) 2264

◇御幸日中活動センターの指定管理者の公募 (第422号) 2270

◇かじがや障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の公募 (第423号) 2271

◇川崎市わーくす大師の指定管理者の公募 (第424号) 2271

◇くさぶえの家の指定管理者の公募 (第425号) 2272

◇川崎市三田福祉ホームの指定管理者 の公募(第426号)……………	2272	◇南河原子ども文化センター等の指定 管理者の公募(第455号)……………	2311
◇川崎市多摩川の里身体障害者福祉会 館の指定管理者の公募(第427号)……………	2273	◇新丸子子ども文化センター等の指定 管理者の公募(第456号)……………	2313
◇川崎市中部身体障害者福祉会館の指 定管理者の公募(第428号)……………	2274	◇上作延子ども文化センター等の指定 管理者の公募(第457号)……………	2314
◇川崎市北部身体障害者福祉会館等の 指定管理者の公募(第429号)……………	2275	◇宮崎子ども文化センター等の指定管 理者の公募(第458号)……………	2315
◇川崎市南部身体障害者福祉会館等の 指定管理者の公募(第430号)……………	2276	◇枳形子ども文化センター等の指定管 理者の公募(第459号)……………	2317
◇一般競争入札の執行(第431号)……………	2277	◇百合丘子ども文化センター等の指定 管理者の公募(第460号)……………	2318
◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請(第432号)……………	2282	◇一般競争入札の執行(第461号)……………	2319
◇特定非営利活動法人の設立認証申請 (第433号)……………	2282	◇川崎市聴覚障害者情報文化センター の指定管理者の公募(第462号)……………	2321
◇川崎市恵楽園の指定管理者の公募 (第434号)……………	2283	◇一般競争入札の執行(第463号)……………	2322
◇開発行為に関する工事の完了(第435 号)……………	2284	◇環境影響評価に関する条例による事 後調査報告書の公告(第464号)……………	2326
◇開発行為に関する工事の完了(第436 号)……………	2284	◇開発行為の変更許可申請の取消(第 465号)……………	2326
◇開発行為に関する工事の完了(第437 号)……………	2285	公告(調達)	
◇一般競争入札の執行(第438号)……………	2285	◇一般競争入札の執行(第302号)……………	2326
◇一般競争入札の執行(第439号)……………	2286	◇一般競争入札の執行(第303号)……………	2328
◇一般競争入札の執行(第440号)……………	2289	税公告	
◇一般競争入札の執行(第441号)……………	2290	◇市税に係る納税通知書の公示送達 (第82号)……………	2329
◇一般競争入札の執行(第442号)……………	2291	◇差押調書(謄本)の公示送達(第83 号)……………	2330
◇一般競争入札の執行(第443号)……………	2292	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第 84号)……………	2330
◇川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎 等の指定管理者の公募(第444号)……………	2294	◇差押調書(謄本)の公示送達(第85 号)……………	2330
◇開発行為に関する工事の完了(第445 号)……………	2296	◇差押調書(謄本)の公示送達(第86 号)……………	2330
◇一般競争入札の執行(第446号)……………	2296	◇市税に係る督促状の公示送達(第87 号)……………	2330
◇一般競争入札の執行(第447号)……………	2298	上下水道局告示	
◇川崎市立労働会館の指定管理者の公 募(第448号)……………	2299	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定(第15号)……………	2332
◇川崎市生活文化会館の指定管理者の 公募(第449号)……………	2300	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事 事業者の指定(第16号)……………	2332
◇一般競争入札の執行(第450号)……………	2301	◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第17号)……………	2333
◇環境影響評価に関する条例による事 後調査報告書の公告(第451号)……………	2302	◇告示の訂正(第18号)……………	2333
◇一般競争入札の執行(第452号)……………	2303	上下水道局公告	
◇旭町子ども文化センター等の指定管 理者の公募(第453号)……………	2309	◇一般競争入札の執行(第54号)……………	2333
◇川崎市ふれあい館・川崎市桜本こど も文化センターの指定管理者の公募 (第454号)……………	2310	◇一般競争入札の取消し(第55号)……………	2338
		◇一般競争入札の執行(第56号)……………	2338

◇一般競争入札の執行(第57号)…………… 2341

病院局公告

◇一般競争入札の執行(第10号)…………… 2348

◇一般競争入札の執行(第11号)…………… 2350

教育委員会告示

◇川崎市重要史跡の指定解除(第28号)…………… 2351

◇教育委員会定例会の招集(第29号)…………… 2351

教育委員会公告

◇川崎市八ヶ岳少年自然の家の指定管
理者の公募(第5号)…………… 2351

区告示

◇住民票の写しの無効(川崎区第5号)…………… 2352

◇転入届の無効(中原区第6号)…………… 2353

区公告

◇住民票の職権消除(川崎区第118号)…………… 2353

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(川崎区第119号)…………… 2353

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(川崎区第120号)…………… 2354

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第121号)…………… 2354

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(川崎区第122号)…………… 2354

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(川崎区第123号)…………… 2354

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第124号)…………… 2355

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(川崎区第125号)…………… 2355

◇国民健康保険料に係る差押解除通知
書の公示送達(川崎区第126号)…………… 2356

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(川崎区第127号)…………… 2356

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(幸区第31号)…………… 2356

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(中原区第46号)…………… 2356

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(中原区第47号)…………… 2357

◇住民票の職権消除(中原区第48号)…………… 2357

◇印鑑登録の抹消(中原区第49号)…………… 2357

◇住民票の職権消除(高津区第35号)…………… 2358

◇印鑑登録の抹消(高津区第36号)…………… 2358

◇後期高齢者医療保険料に係る督促状
の公示送達(高津区第37号)…………… 2358

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(高津区第38号)…………… 2358

◇国民健康保険料に係る督促状の公示

送達(宮前区第36号)…………… 2359

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(宮前区第37号)…………… 2359

◇国民健康保険料に係る納入通知書の
公示送達(多摩区第52号)…………… 2359

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄
本)の公示送達(多摩区第53号)…………… 2360

◇介護保険料に係る督促状の公示送達
(多摩区第54号)…………… 2360

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(多摩区第55号)…………… 2360

◇住民票の職権消除(多摩区第56号)…………… 2361

◇印鑑登録の抹消(多摩区第57号)…………… 2361

◇国民健康保険料に係る督促状の公示
送達(麻生区第43号)…………… 2361

◇国民健康保険料に係る差押解除通知
書の公示送達(麻生区第44号)…………… 2361

◇国民健康保険料に係る配当計算書
(謄本)の公示送達(麻生区第45号)…………… 2362

◇国民健康保険料に係る過誤納還付通
知書の公示送達(麻生区第46号)…………… 2362

区選挙管理委員会告示

◇新たに選挙人名簿に登録した者を記
載した書面の縦覧(川崎区第27号)…………… 2362

◇新たに在外選挙人名簿に登録した者
を記載した書面の縦覧(川崎区第28
号)…………… 2362

◇新たに選挙人名簿に登録した者を記
載した書面の縦覧(高津区第25号)…………… 2362

◇新たに在外選挙人名簿に登録した者
を記載した書面の縦覧(高津区第26
号)…………… 2362

◇新たに選挙人名簿に登録した者を記
載した書面の縦覧(宮前区第25号)…………… 2363

◇新たに在外選挙人名簿に登録した者
を記載した書面の縦覧(宮前区第26
号)…………… 2363

条 例

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年8月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第65号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中原区の項区域の欄中「今井南町、今井」を「今井南町」に改める。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市立学校の設置に関する条例(昭和39年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市立東住吉小学校の項中「川崎市中原区今井南町1,111番地」を「川崎市中原区木月住吉町1番11号」に改め、同表川崎市立今井小学校の項中「川崎市中原区今井西町100番地」を「川崎市中原区今井西町3番18号」に改める。

別表第2川崎市立今井中学校の項中「川崎市中原区今井仲町321番地」を「川崎市中原区今井仲町7番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年9月7日から施行する。

規 則

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月19日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第61号

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市斜面地建築物の建築の制限等に関する条例施行規則(平成16年川崎市規則第78号)の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第6号様式中「あて先」を「宛先」に、「指定建ぺい率」を「指定建蔽率」に、

「

主要用途	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> 長屋
------	-------------------------------	-----------------------------

」

を「

主要用途	<input type="checkbox"/> 共同住宅	<input type="checkbox"/> 長屋	<input type="checkbox"/> 老人ホーム等()
------	-------------------------------	-----------------------------	------------------------------------

」

に、「(建ぺい率)」を「(建蔽率)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年9月1日から施行する。(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年8月19日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第62号

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例(平成27年川崎市条例第63号)の施行期日は、平成27年8月25日とする。

住居表示の実施に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年8月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第63号

住居表示の実施に伴う関係規則の整理に関する規則

(川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則(昭和62年川崎市規則第77号)の一部を次のように改正する。

別表武蔵小杉駅周辺自転車等駐車場の部第7施設の項中「川崎市中原区今井仲町378番2ほか」を「川崎市中原区今井仲町2番37号ほか」に改める。

(川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則(昭和38年川崎市規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表中原消防団の部住吉分団の項中「今井南町、今井」を「今井南町」に改める。

附 則

この規則は、平成27年9月7日から施行する。

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第64号

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第

6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「

等々力	大 師
-----	-----

 」

を

「

大 師

 」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月27日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第65号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

株式会社静岡銀行	
----------	--

 」

を

「

株式会社静岡銀行	
株式会社群馬銀行	

 」

に改める。

別表第4中

「

株式会社静岡銀行	溝ノ口支店	川崎市高津区溝口1丁目7番7号
----------	-------	-----------------

 」

を

「

株式会社静岡銀行	溝ノ口支店	川崎市高津区溝口1丁目7番7号
株式会社群馬銀行	川崎支店	川崎市幸区堀川町580番地

 」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

告 示

川崎市告示第433号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、中原区今井地区で、別図のとおり町区域の設定及び変更をしたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この町区域の設定及び変更の効力は、平成27年9月7日から生じるものとする。

平成27年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

(別図省略)

川崎市告示第434号

住居表示を実施すべき区域について、街区符号及び住居番号を次のように付けたので、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第3項の規定により告示する。

- | | |
|--------------|---|
| 1 区域 | 川崎市中原区今井上町
川崎市中原区今井仲町
川崎市中原区今井西町
川崎市中原区今井南町
川崎市中原区木月住吉町 |
| 2 実施期日 | 平成27年9月7日 |
| 3 住居表示の方法 | 街区方式 |
| 4 街区符号及び住居番号 | 別添住居表示新旧対照案内図のとおり |

平成27年8月17日

川崎市長 福田 紀彦

(別添新旧対照案内図省略)

川崎市告示第435号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成27年8月18日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社チェナール	チェナール・ケア初山	川崎市宮前区鷺沼一丁目11番地1 D I Kマンション804	居宅介護	平成27年8月1日	1415500592
有限会社トライエン ジニアリング	ケアトライ	川崎市宮前区神木本町四丁目22番 21号	居宅介護 重度訪問介護		1415500584

川崎市告示第436号

指定障害児通所支援事業者の指定について
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15
 第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に
 基づき別表のとおり告示します。

平成27年8月18日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社木所	こどもプラス 東高津校	川崎市高津区坂戸3丁目1-3 101	放課後等デイ サービス	平成27年8月1日	1455300135
特定非営利活動法人 空の翼	ウイングなかは ら	川崎市中原区井田中ノ町39-1			1455200269

川崎市告示第437号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川
 崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、
 第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基
 づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条
 第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）
 の規定に基づき告示します。

平成27年8月18日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場
 所の名称及び位置
 別紙のとおり
- 2 保管期間
 当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
 - (1) 引取りの場所
 別紙表記載の保管場所
 - (2) 引取りのできる日時
 火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7
 時まで
 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日
 及び12月29日から1月3日までを除く。
 - (3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円
 - (4) 持参するもの
 自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を
 経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない
 ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処
 理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第438号

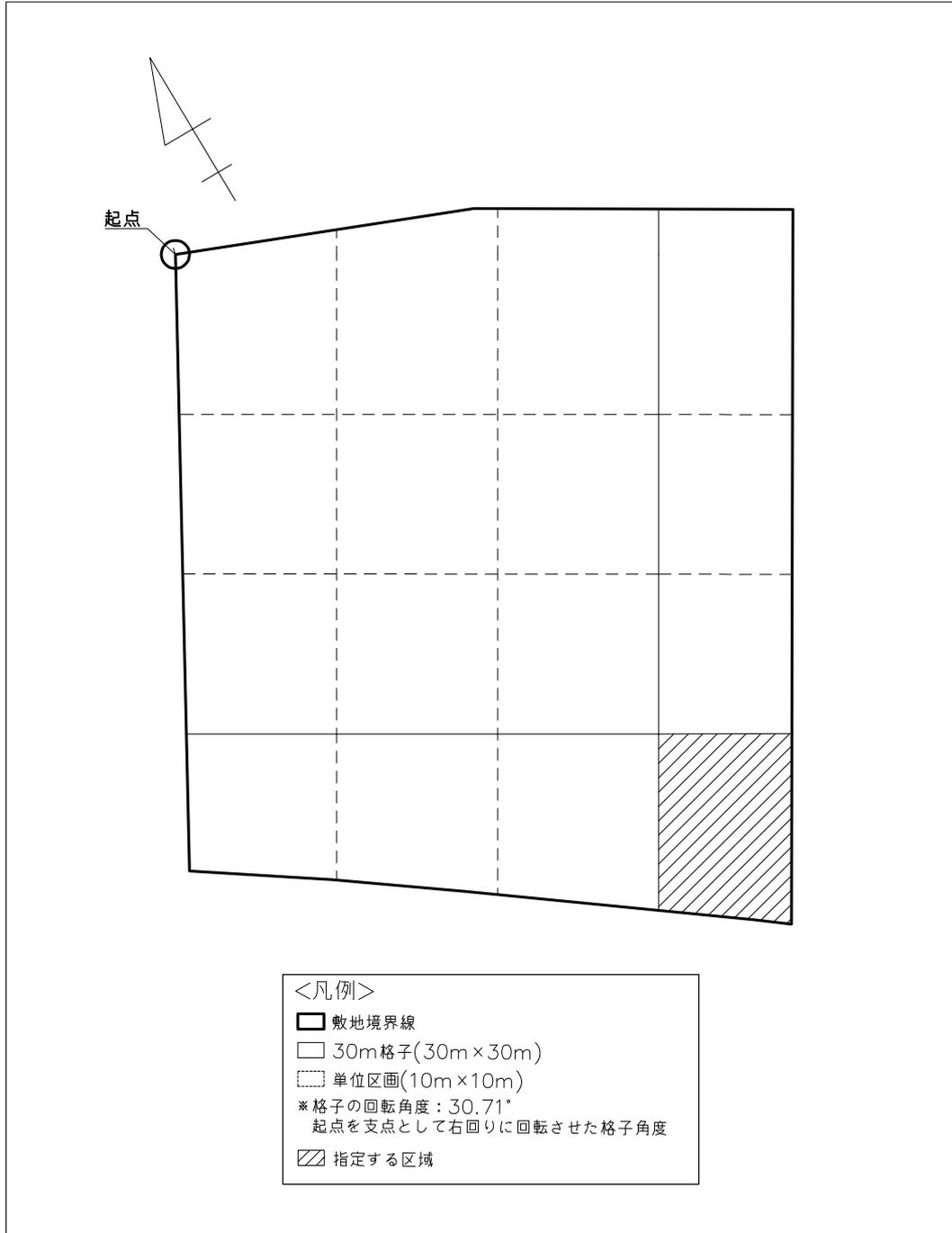
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
 区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項
 の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている
 区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示
 します。

平成27年8月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定する区域
 川崎市中原区井田3丁目1614番の一部
 (別図のとおり)
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29
 号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物
 質の名称
 鉛及びその化合物



別図 指定する区域

川崎市告示第439号

平成27年第4回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

平成27年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 日 時 平成27年9月1日(火曜日)午前10時
- 2 場 所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第440号

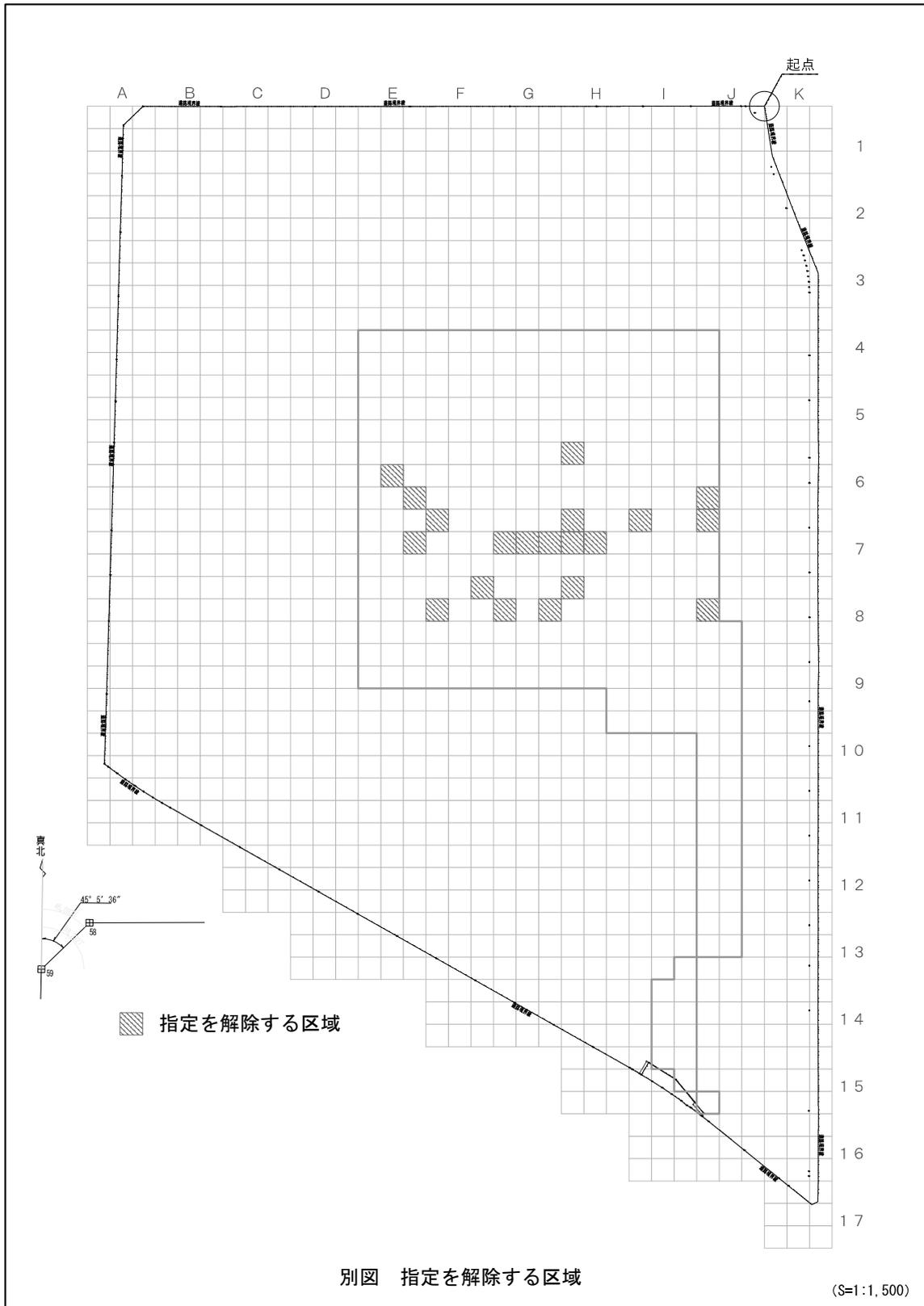
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成27年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 指定を解除する区域
平成25年川崎市告示第598号により指定した区域(川崎市中原区上小田中4丁目1015番1、1344番8の一部)の一部(別図のとおり)
- 2 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物
鉛及びその化合物
シアン化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



別図 指定を解除する区域

(S=1:1,500)

川崎市告示第441号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成27年8月25日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第442号

川崎市重度障害者医療費助成条例施行規則(昭和48年川崎市規則第32号)第6条第1項の規定により、医療証の更新をするため、次のとおり告示します。

平成27年8月26日

川崎市長 福田紀彦

1 更新日

平成27年10月1日

2 更新期間

平成27年9月1日から平成27年9月30日まで

3 更新方法

医療証の更新は、平成27年9月8日から平成27年9月30日までの間に郵送での交付により行います。

4 医療証の効力

現医療証は平成27年9月30日限りで無効とし、新医療証は平成27年10月1日から平成28年9月30日まで有効とします。ただし、平成28年9月30日までの間に精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来する場合は、その有効期限の日まで有効とします。

川崎市告示第443号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

(別表省略)

平成27年8月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第444号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成27年8月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第445号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成27年8月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第446号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機

関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成27年 8月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の再開並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の再開を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成27年 8月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第448号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成27年 8月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第449号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成27年 8月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第450号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4

項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成27年 8月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成27年 8月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の休止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成27年 8月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市告示第453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の再開及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の再開を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。(別表省略)

平成27年 8月26日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市告示第454号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成27年8月26日から平成27年9月9日まで一般の縦覧に供します。

平成27年8月26日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	野 川 第245号線	川崎市宮前区野川3224番1先 川崎市宮前区野川3221番1先	5.45 ～ 6.00	57.14	
新	野 川 第245号線	川崎市宮前区野川3220番1先 川崎市宮前区野川3220番1先	6.00 ～ 7.02	57.14	

川崎市告示第455号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年8月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成27年8月26日から平成27年9月9日まで一般の縦覧に供します。

平成27年8月26日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
野 川 第245号線	川崎市宮前区野川3220番1先	
	川崎市宮前区野川3220番1先	

川崎市告示第456号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成27年8月26日から平成27年9月9日まで一般の縦覧に供します。

平成27年8月26日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	下 平 間 第63号線	川崎市幸区下平間234番11先 川崎市幸区下平間234番11先	2.73 ～ 3.92	57.11	
新	下 平 間 第63号線	川崎市幸区下平間234番3先 川崎市幸区下平間234番3先	3.36 ～ 3.96	57.11	

川崎市告示第457号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年8月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成27年8月26日から平成27年9月9日まで一般の縦覧に 供します。

平成27年8月26日

川崎市長 福田 紀 彦

道路の種類 市 道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
下 平 間 第63号線	川崎市幸区下平間234番3先	
	川崎市幸区下平間234番3先	

川崎市告示第458号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成27年8月31日

川崎市長 福田 紀 彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市 長 6件

(2) 外部提供

ア 市 長 16件

イ 消 防 長 6件

ウ 教 育 委 員 会 3件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

公 告

川崎市公告第420号

(仮称) 大師駅前二丁目マンション計画東
西街区に係る条例環境影響評価審査書につ
いて

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条
令第48号)第25条第1項の規定に基づき、標記指定開発
行為に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告し
ます。

平成27年 8月17日

川崎市長 福 田 紀 彦

(仮称) 大師駅前二丁目マンション計画
東西街区に係る条例環境影響評価審査書

平成27年 8月

川 崎 市

目 次

はじめに	1
1 指定開発行為の概要	2
2 審査結果及び内容	5
(1) 全般的事項	5
(2) 個別事項	5
ア 大気質	5
イ 緑(緑の質、緑の量)	6
ウ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)	7
エ 廃棄物等(一般廃棄物、産業廃棄物、建設発 生土)	8
オ 景観(景観、圧迫感)	9
カ 日照障害	10
キ テレビ受信障害	10
ク 風 害	10
ケ コミュニティ施設	11
コ 地域交通(交通混雑、交通安全)	12
(3) 環境配慮項目に関する事項	13
(4) 事後調査に関する事項	13
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経 過	14
4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過	14
はじめに	
(仮称) 大師駅前二丁目マンション計画東西街区(以下 「指定開発行為」という。)は、住友不動産株式会社(以 下「指定開発行為者」という。)が、川崎区大師駅前二 丁目1番1の約2.3haの区域において、東街区に地下 1階地上7階建ての集合住宅1棟、西街区に「川崎都市 計画高度地区ただし書」第2項適用の除外第4号の規定 に基づく許可及び建築基準法第59条の2に基づく総合設	

計制度の許可を前提として地上15階建ての集合住宅2棟
を建設するものである。

指定開発行為者は、当初、東街区のみについて、川崎
市環境影響評価に関する条例に基づき、住宅団地の新設
(第3種行為)として、平成25年3月18日に指定開発行
為実施届を提出し、環境影響評価に係る手続を行った。
その後、東街区の工事中に、西街区に隣接する一般国道
409号の拡幅工事等の計画地周辺の関連計画が具体化し
たことから、西街区についても集合住宅事業を建設する
こととし、東西街区を合わせて事業を行うため、改めて、
指定開発行為が環境に及ぼす影響の調査、予測及び評価
を行い、平成26年12月18日に指定開発行為変更届及び条
例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)
を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行
ったところ、市民等から意見書の提出があったことか
ら、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受
け、これを公告、縦覧した。

さらに、関係住民からの申出に基づき公聴会を開催し
た。これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会
(以下「審議会」という。)に諮問し、平成27年8月11
日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したもの
である。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：住友不動産株式会社

代表者：住宅分譲事業本部計画推進部長 猶原
博

住 所：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新
宿NSビル

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 大師駅前二丁目マンション計画
東西街区

種 類：住宅団地の新設(第2種行為)

大規模建築物の新設(第2種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行
規則別表第1の4の項及び15の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区大師駅前二丁目1番1

区域面積：約22,603㎡

用途地域：準工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

集合住宅の新設

イ 土地利用計画

区 分	西街区		東街区		合 計	
	面積 (㎡)	割合 (%)	面積 (㎡)	割合 (%)	面積 (㎡)	割合 (%)
計画建物	約4,097	約30.19	約3,972	約43.97	約8,069	約35.70
駐車場・駐輪場	約1,487	約10.96	約1,600	約17.72	約3,087	約13.66
構内車路	約1,764	約13.00	約1,499	約16.60	約3,263	約14.44
構内通路	約3,770	約27.78	約89	約0.99	約3,859	約17.07
緑 化 地	約2,058	約15.16	約1,205	約13.34	約3,263	約14.44
専 用 庭	約395	約2.91	約374	約4.14	約769	約3.40
そ の 他	—	—	約293	約3.24	約293	約1.29
合 計	約13,571	100.00	約9,032	100.00	約22,603	100.00

注：その他は、東街区北西側の受水槽及びキュービクル用地、並びに東A棟・東B棟北側のかまどベンチ用地である。

ウ 建築計画等

区分	西街区	東街区	合 計
主要用途	住 宅		—
建築敷地面積	約13,571㎡	約9,032㎡	約22,603㎡
建築面積	約4,417㎡	約4,087㎡	—
建ぺい率	約32.55%	約45.25%	—
延べ面積	約43,944㎡	約20,394㎡	約64,338㎡
容積対象床面積	約34,620㎡	約18,166㎡	—
容 積 率	約255.10%	約201%	—
建物階数	地上15階	地下1階・地上7階	—
建物最高高さ	約44.60m	約20.00m	—
建物構造	鉄筋コンクリート造		—
計画戸数	474戸	257戸	731戸
駐車台数	293台 (機械式291台・ 平置き2台)	181台 (機械式105台・平置き76 台(うち来客用2台))	474台 (機械式396台・平置き78 台(うち来客用2台))
バイク置場台数	28台	26台 (うちミニバイク13台)	54台 (うちミニバイク13台)
駐輪台数	約948台	約514台	約1,462台
緑 被 率	約30.16%	約25.23%	約28.19%

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、集合住宅の新設であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策や、供用時の日照障害、風害対策等、計画地周辺に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合

せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間98%値)が0.045ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の2%除外値)が0.056mg/㎡で、いずれも環境基準(二酸化窒素:0.04ppm~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質:0.10mg/㎡以下)を満足すると予測している。また、建設機械

のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.1713ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を満足し、浮遊粒子状物質は0.0640mg/m³で、環境基準（0.20mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、最新の排出ガス対策型の建設機械を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.046ppm、浮遊粒子状物質が0.056mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 緑（緑の質、緑の量）

（ア）緑の質

本計画における主要植栽予定樹種は、計画地の環境特性及び新たに創出される環境特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は、約411m³と予測している。また、計画地の土壌は、自然的な堆積や有機質の分解などにより形成された土壌の層位は認められず、かく乱など人為的な影響を受けている土壌形態であり、植物生育上の阻害要因が存在する土壌が広く分布しているため、現状で植栽基盤として利用することは適当ではないと予測している。これに対して、植栽基盤の整備には、良質な客土により必要量以上を確保し、下層基盤については、土壌改良、耕起、礫等異物の除去などにより、良好な植栽基盤を整備することに加え、酸素管の敷設などの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

（イ）緑の量

本計画における緑被率は約28.19%で、地域別環境保全水準（25.0%）を上回り、植栽本数についても、「川崎市緑化指針」に基づく緑の

量的水準を上回ると予測している。さらに、緑の構成を考慮し、大景木・高木・中木・低木・地被類を適切に組み合わせ、多様な緑を創出するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

ウ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

（ア）騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は69.1デシベルで、環境保全目標（85デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、鋼板製の仮囲いの設置などの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において65.2～71.0デシベルで、予測地点1の北側及び南側においては環境基準（70デシベル以下）を超過するものの、現況において既に環境基準を超過しており、工事用車両の走行による増加分は0.2～0.3デシベルと予測している。これに対して、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障はないものとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事中基礎交通量による等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超過すると予測している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

（イ）振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は50.7デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、可能な限り振動の少ない工法を採用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、ピーク日ピーク時間帯において42.1～52.7デシベルで、環境保全目標（昼間：65デシベル以下、夜間：60デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行管

理を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

エ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

（ア）一般廃棄物

供用時に発生する家庭系一般廃棄物は、1日当たり約2,429kgと予測し、これらについては、法令に基づく適切な規模の廃棄物保管施設を設けるほか、資源化に配慮した分別を促し、分別された家庭系一般廃棄物は、川崎市等により適正に収集、運搬及び処分されるとしている。さらに、居住者に対して掲示板等によりごみの発生抑制、分別・保管及びリサイクルの推進を促すよう、管理組合に要請するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

（イ）産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、がれき類約712トン、木くず約171トン等、合計約1,538トン、汚泥約4,990㎥と予測している。これらについては、産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理するとともに、分別排出及び資源化を徹底するとしており、資源化量は、がれき類約694トン、木くず約138トン等、合計約1,236トン、汚泥約3,483㎥と予測している。さらに、建設資材等の搬入に当たっては、過剰な梱包を控え、発生抑制を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

（ウ）建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約26,080㎥と予測し、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき許可を得た処分地にて適正に処理するとしている。さらに、建設発生土の搬出時において、荷崩れや飛散が生じないようにシートカバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

オ 景観（景観、圧迫感）

本計画の実施に伴い、主要な景観構成要素の改

変の程度及び地域景観の特性の変化の程度については、計画地に7階～15階建ての建築物が出現するが、計画地北側及び北西側に分布している中高層集合住宅等と同様な景観構成要素が加わり、中高層集合住宅や大型商業施設が存在する整然とした市街地景観と一体となった景観が形成されることから、地域景観の特性の変化は少ないと予測している。

また、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度については、計画地近景域からの眺望は大きく変化し、中景域からの眺望は計画建物の西街区の高層部が視認されるが、東街区の中層集合住宅や既設建物や周辺の建築物と一体となり、眺望の状況の変化は小さいと予測している。さらに、計画地外周部、駐車場等の周囲、住棟間などについて、可能な限り緑化地を確保するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境との調和を保つとしている。

一方、圧迫感については、地点A（西街区南側）における形態率は、現況の14.2%から供用時は34.3%となり、このうち計画建物による形態率は22.3%となり、現況と比較して供用時の形態率は増加すると予測している。これに対して、計画地外周部には、大景木を植栽し、圧迫感の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画建物により形態率が増加すると予測していることから、圧迫感の低減のため、環境保全のための措置を徹底すること。

カ 日照障害

本計画の実施により冬至日の平均地盤面において日影の影響を受ける建物は104棟で、このうち、日影時間4時間以上5時間未満が1棟、3時間以上4時間未満が3棟、2時間以上3時間未満が6棟、1時間以上2時間未満が14棟、1時間未満が80棟と予測している。また、計画建物の配置について、可能な限り道路境界及び隣地境界からの離隔距離を確保し、計画地の北側に住棟は配置しないなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺地域の住環境に著しい影響を与えることはないとしているが、冬至日の平均地盤面において日影の影響を大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

キ テレビ受信障害

本計画の実施に伴うテレビ受信障害の影響範囲の建物は、東京スカイツリー局（県域局）が54

棟、衛星放送が4棟と予測し、このうち影響を受ける可能性のある建物は、東京スカイツリー局が10棟、衛星放送が1棟と予測している。これに対し、計画建物による遮蔽障害に対しては、地上躯体工事の進捗に合わせて、ケーブルテレビへの接続などの適切な障害対策を講ずるなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させることはないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ク 風 害

計画建物の出現により、計画地及び計画地周辺の風環境が変化するが、常緑広葉樹を適所に植栽した対策後においては、対策前と比較して、計画地北西側の一般国道409号沿い及び南側の市道大師駅前26号線上の3地点で、ランク4からランク3の風環境になると予測している。また、建設前との比較では、計画地北西側の測定点の4地点で、ランク3からランク4に、計画地南側の測定点の5地点が、ランク1又はランク2からランク3になるなど、風環境の改善がみられない地点があると予測している。これに対し、建物の壁面の位置を後退することにより、道路境界及び隣地境界からの離隔を確保し、西街区外周部に公開空地を設けることに加え、その公開空地等に防風効果のある耐風性を有する常緑広葉樹を適所に植栽するなどの環境保全のための措置を講ずることにより、総合的には地域の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

しかしながら、計画地北西側の一般国道409号上では、日最大瞬間風速の超過頻度に基づく風環境評価尺度において事務所街の用途として許容されるランク3を超えてしまう地点（指定開発行為者がランク4と称する地点）が、計画地南側の市道大師駅前26号線上では、現況から悪化したランク3の地点が残るなど風環境の改善がみられない地点が存在することから、防風効果を速やかに発揮させるための所定の形状・寸法を有した常緑高木の適切な配置や本数増など風環境への影響を軽減するための対策の徹底、又は、防風スクリーンを使用した一時的な待避所の設置等による安全対策の実施など、周辺地域の通行者等の安全確保の観点に立った更なる環境保全のための措置を講ずること。

ケ コミュニティ施設

本計画の実施に伴う児童・生徒数の増加による

普通教室数は、小学校及び中学校で不足を生じないと予測している。さらに、入居世帯における、児童及び生徒数の増加に関連する状況について、入居開始前までに川崎市に報告を行うとしている。

集会施設については、共用室を確保し、入居者による各種集会等に利用する計画であることから、既存の集会施設に及ぼす影響は少ないと予測している。

公園等については、計画地境界線から250m以内に、街区公園が3か所供用されており、供用時に居住者はこれらの公園を利用すると考えられるとしている。また、計画地南側及び北西側に誰でも利用できる広場状空地を整備することから、既存の公園に及ぼす影響は少ないと予測している。

これらのことから、対象事業の実施に伴う人口の増加が、計画地周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしているが、児童・生徒数の増加については、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

コ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時間帯において、交差点需要率は最大0.392で、全ての交差点で交通処理が可能とされる目安である交差点需要率0.9を下回ると予測している。車線混雑度は最大0.473で、全ての交差点で交通量の処理が可能とされる目安である混雑度1.0を下回ると予測している。一時停止交差点における交通処理は、非優先側の工事中交通量78台/時で、非優先側交通容量331台/時を下回るため、一時停止交差点交通処理は可能と予測している。単路部混雑度は、最大0.401で、交通量の処理が可能とされる混雑度1.0を下回ると予測している。さらに、工事用車両が特定の日、又は時間帯に集中しないよう計画的に行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、工事用車両ルートとなる市道大師大島線及び一般国道409号にはマウントアップ歩道やガードパイプ等の交通安全施設が設置されていることから、交通安全は確保されると予測している。さらに、計画地周辺において低速走行を徹底し、車両出入口には交通誘導員を配置し、歩行者及び自転車の安全の確保と交通渋滞等の発生防止に努めるなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、事業の実施に当

たっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「騒音」、供用時の「緑の質」及び「風害」を行うとしており、これらの調査項目の選定はおおむね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

ア 風 害

調査地点について、測定点No.45付近及びNo.53付近の2地点で調査を行うとしているが、計画地南側においてはNo.53付近に比べNo.50付近の方が、風環境評価尺度における日最大瞬間風速の超過頻度が高い予測結果が示されているため、調査地点を測定点No.45及びNo.50の2地点とすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
平成25年3月18日 指定開発行為実施届の受理

平成26年12月18日 指定開発行為変更届及び条例準備書の受理

12月25日 条例準備書公告、縦覧開始

平成27年2月9日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り

意見書の提出 4名、3通

3月30日 条例見解書の受理

4月6日 条例見解書公告、縦覧開始

4月20日 条例見解書縦覧終了

公聴会において意見を述べたい旨の申出の締切り

5月1日 公聴会開催公告

5月18日 公聴会の傍聴の申込の締切り

5月30日 公聴会開催

公述人 2名、傍聴人 5名

7月3日 市長から審議会に条例準備書について諮問

8月11日 審議会から市長に条例準備書について答申

8月17日 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成27年7月3日 審議会（現地視察、事業者説明及び審議）

8月10日 審議会（答申案審議）

川崎市公告第421号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年8月17日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道貝塚2号線道路補修（打換）工事
	履行場所	川崎市川崎区貝塚1丁目5番地先
	履行期限	90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市川崎区、幸区または中原区内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年8月31日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	主要地方道横浜上麻生舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区下麻生2丁目39番地先他2箇所
	履 行 期 限	90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成27年8月31日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	市道富士見鶴見駅線舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区富士見1丁目5番地先他2箇所
	履 行 期 限	150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

	(9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年8月31日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 高津区内市道小杉菅線舗装道補修(切削)工事
	履行場所 川崎市高津区下作延6丁目5番地先
	履行期限 90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年8月31日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 市道菅生433号線道路改良工事
	履行場所 川崎市宮前区潮見台2番地先
	履行期限 平成28年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

	(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年9月10日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 市道宮前平37号線道路補修(側溝)工事
	履行場所 川崎市宮前区宮前平1丁目10番地先他2箇所
	履行期限 120日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者。 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年8月31日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 市道馬絹23号線道路補修(打換・切削)工事
	履行場所 川崎市宮前区馬絹1518番地先他1箇所
	履行期限 90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。

	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年8月31日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	市道宮前5号線舗装改良工事
	履行場所	川崎市宮前区野川16番地先
	履行期限	150日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成27年9月10日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	市道平29号線道路補修(打換)工事
	履行場所	川崎市宮前区平5丁目2番地先
	履行期限	120日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。	

参加資格	(4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年8月31日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名 宮前区内防護柵改良工事
	履行場所 川崎市宮前区けやき平1番地先他1箇所
	履行期限 90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年8月31日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名 千鳥町-10m岸壁前面維持浚渫工事
	履行場所 川崎市川崎区千鳥町24番地先
	履行期限 120日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

参加資格	(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社又は事業所があること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「しゅんせつ」で登録されている者。 (6) しゅんせつ工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 主任技術者(業種「しゅんせつ」)を配置できること。 (9) 平成12年4月1日以降に海上における浚渫工事の完工実績(元請に限る。)を有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年9月3日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第422号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成27年8月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- (1) 名称 御幸日中活動センター
- (2) 所在地 川崎市幸区紺屋町33-1

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター
条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定
管理者が行う業務は次のとおりです。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律(以下「障害者総合支援法」という。)
第5条第7項に規定する生活介護に関すること。
- (2) 施設の維持管理に関すること。
- (3) その他施設の設置目的を達成するために必要な業
務

3 指定予定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

- ア 応募書
- イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び
収支予算書
- ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- エ 平成26年度における財産目録、貸借対照表及び
損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属
する事業年度に設立された法人にあっては、その
設立時における財産目録とします。

オ 平成26年度及び平成27年度における法人等の事
業計画書及び収支予算書

カ 役員の名簿及び履歴書

キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

ク 現に行っている業務の概要を記載した書類

ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認め
る書類

(2) 仕様書等の配布期間

平成27年8月18日(火)から平成27年9月17日
(木)まで

(土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午
まで、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

平成27年9月11日(金)から平成27年9月17日
(木)まで

(土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午
まで、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西
館10階

電話 044-200-2654

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話 044-200-2654

FAX 044-200-3932

E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第423号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成27年 8月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称 かじがや障害者デイ・サービスセンター

(2) 所在地 川崎市高津区梶ヶ谷5丁目8番地27

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）

第5条第7項に規定する生活介護に関すること。

(2) 障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。

(3) 施設の維持管理に関すること。

(4) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

3 指定予定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 応募方法

(1)提出書類

ア 応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

エ 平成26年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。

オ 平成26年度及び平成27年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

カ 役員の名簿及び履歴書

キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

ク 現に行っている業務の概要を記載した書類

ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 仕様書等の配布期間

平成27年8月18日（火）から平成27年9月17日（木）まで

（土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午

まで、午後1時から午後5時まで）

(3) 応募の受付期間

平成27年9月11日（金）から平成27年9月17日（木）まで

（土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午

まで、午後1時から午後5時まで）

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

電話 044-200-2654

(5) 提出方法

持参（郵送による提出はできません。）

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話 044-200-2654

F A X 044-200-3932

E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第424号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成27年 8月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称 川崎市わーくす大師

(2) 所在地 川崎市川崎区東門前1丁目11番6号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市障害者就労支援施設条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）

第5条第13項に規定する就労移行支援に関すること。

(2) 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。

(3) 障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。

(4) 施設の維持管理に関すること。

(5) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

3 指定予定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 応募方法

(1)提出書類

ア 応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

エ 平成26年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。

オ 平成26年度及び平成27年度における法人等の事

- 業計画書及び収支予算書
- カ 役員の名簿及び履歴書
- キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 仕様書等の配布期間
平成27年 8月18日(火) から平成27年 9月17日(木) まで
(土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)
- (3) 応募の受付期間
平成27年 9月11日(金) から平成27年 9月17日(木) まで
(土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)
- (4) 仕様書等の配布及び応募受付場所
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-2654
- (5) 提出方法
持参(郵送による提出はできません。)
- (6) 問い合わせ先
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電話 044-200-2654
FAX 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第425号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。
平成27年 8月18日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 - (1) 名 称 くさぶえの家
 - (2) 所在地 川崎市高津区末長3丁目25番8号
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター
条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定管理者が行う業務は次のとおりです。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定する生活介護に関する事。
 - (2) 障害者総合支援法第5条第12項に規定する自立訓練に関する事。
 - (3) 障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関する事。
 - (4) 川崎市自閉症者短期訓練事業実施要綱に基づく事

- 業、川崎市自閉症者社会自立促進事業実施要綱に基づく事業及びくさぶえ文庫利用要領に基づく事業等の地域サービス事業に関する事。
- (5) 施設の維持管理に関する事。
- 3 指定予定期間
平成28年 4月1日から平成33年 3月31日まで
- 4 応募方法
 - (1) 提出書類
 - ア 応募書
 - イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - エ 平成26年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。
 - オ 平成26年度及び平成27年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - カ 役員の名簿及び履歴書
 - キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 - (2) 仕様書等の配布期間
平成27年 8月18日(火) から平成27年 9月17日(木) まで
(土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)
 - (3) 応募の受付期間
平成27年 9月11日(金) から平成27年 9月17日(木) まで
(土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)
 - (4) 仕様書等の配布及び応募受付場所
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-2654
 - (5) 提出方法
持参(郵送による提出はできません。)
 - (6) 問い合わせ先
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電話 044-200-2654
FAX 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第426号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成27年 8月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (1) 名 称
川崎市三田福祉ホーム
- (2) 所在地
川崎市多摩区三田 2-3256
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
管理の基準は、川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及びこれに基づく規則の規定に従います。業務の範囲は、次のとおりです。
- (1) 障害者総合支援法第5条第26項に規定された福祉ホーム事業
- (2) 施設の維持管理
- (3) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
- 3 指定予定期間
平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日まで
- 4 応募方法
- (1) 提出書類
- ア 応募書
- イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- エ 平成26年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。
- オ 平成26年度及び平成27年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- カ 役員の名簿及び履歴書
- キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
- ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (2) 仕様書等の配布期間
平成27年 8月18日（火）から平成27年 9月17日（木）まで
（土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）
- (3) 応募の受付期間
平成27年 9月11日（金）から平成27年 9月17日（木）まで
（土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）
- (4) 仕様書等の配布及び応募受付場所
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西

館10階

電話 044-200-2676

- (5) 提出方法
持参（郵送による提出はできません。）
- (6) 問い合わせ先
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
電話 044-200-2676
F A X 044-200-3932
E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp

川崎市公告第427号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成27年 8月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
- (1) 名 称
川崎市多摩川の里身体障害者福祉会館
- (2) 所在地
川崎市多摩区中野島 6丁目13番 5号
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
川崎市身体障害者福祉会館条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定管理者が行う業務は次のとおりです。
- (1) 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと
- (2) 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定された生活介護事業
- (4) 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜の提供
- (5) 施設の維持管理
- (6) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
- ※ 上記のほか、障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業は、別途委託契約のうえ、指定管理者の業務となります。
- 3 指定予定期間
平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日まで
- 4 応募方法
- (1) 提出書類
- ア 応募書
- イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書
- ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- エ 平成26年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属

する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。

オ 平成26年度及び平成27年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

カ 役員の名簿及び履歴書

キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

ク 現に行っている業務の概要を記載した書類

ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 仕様書等の配布期間

平成27年 8月18日(火) から平成27年 9月17日(木) まで

(土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

平成27年 9月11日(金) から平成27年 9月17日(木) まで

(土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

電話 044-200-2676

(5) 提出方法

持参(郵送による提出はできません。)

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

電話 044-200-2676

F A X 044-200-3932

E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp

川崎市公告第428号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成27年 8月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名称

川崎市中部身体障害者福祉会館

(2) 所在地

川崎市中原区小杉御殿町2-114-1

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市身体障害者福祉会館条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと

(2) 身体障害者の社会生活への適応を促進するための

講習会、研修会等の実施

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第5条第7項に規定された生活介護事業

(4) 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業

(5) 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜の提供

(6) 施設の維持管理

(7) その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

※ 上記のほか、障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業は、別途委託契約のうえ、指定管理者の業務となります。

3 指定予定期間

平成28年 4月1日から平成33年 3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

エ 平成26年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。

オ 平成26年度及び平成27年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

カ 役員の名簿及び履歴書

キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

ク 現に行っている業務の概要を記載した書類

ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 仕様書等の配布期間

平成27年 8月18日(火) から平成27年 9月17日(木) まで

(土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(3) 応募の受付期間

平成27年 9月11日(金) から平成27年 9月17日(木) まで

(土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで)

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

電話 044-200-2676

(5) 提出方法

持参（郵送による提出はできません。）

(6) 問い合わせ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

電話 044-200-2676

F A X 044-200-3932

E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp

川崎市公告第429号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成27年8月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称

ア 川崎市北部身体障害者福祉会館

イ 川崎市わーくす高津

(2) 所在地 川崎市高津区溝口1-18-16

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市身体障害者福祉会館条例、川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 北部身体障害者福祉会館

ア 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと

イ 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定された生活介護事業

エ 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業

オ 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜の提供

カ 施設の維持管理

キ 川崎市福祉バスの受付業務

ク その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

※ 上記のほか、障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業は、別途委託契約のうえ、指定管理者の業務となります。

(2) わーくす高津

ア 障害者総合支援法第5条第7項に規定された生活介護事業

イ 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就

労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業

ウ 障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業

エ 施設の維持管理

オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

3 指定予定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 応募書

イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書

ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

エ 平成26年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とします。

オ 平成26年度及び平成27年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

カ 役員の名簿及び履歴書

キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

ク 現に行っている業務の概要を記載した書類

ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 仕様書等の配布期間

平成27年8月18日（火）から平成27年9月17日（木）まで

（土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）

(3) 応募の受付期間

平成27年9月11日（金）から平成27年9月17日（木）まで

（土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）

(4) 仕様書等の配布及び応募受付場所

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

電話 044-200-2676

(5) 提出方法

持参（郵送による提出はできません。）

(6) 問い合わせ先

ア 川崎市北部身体障害者福祉会館

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

電話 044-200-2676

F A X 044-200-3932

E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp
 イ わーくす高津
 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
 電話 044-200-2654
 F A X 044-200-3932
 E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

川崎市公告第430号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。
 平成27年 8月18日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名 称

- ア 川崎市南部身体障害者福祉会館
- イ 川崎市ふじみ園

(2) 所在地 川崎市川崎区大島1丁目8番6号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市身体障害者福祉会館条例、川崎市中心身障害者総合リハビリテーションセンター条例及びこれらに基づく施行規則の規定に従い、指定管理者が行う業務は次のとおりです。

(1) 南部身体障害者福祉会館

- ア 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと
- イ 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定された生活介護事業
- エ 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業
- オ 身体障害者福祉団体等が行う身体障害者福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜の提供
- カ 施設の維持管理
- キ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

※ 上記のほか、障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業は、別途委託契約のうえ、指定管理者の業務となります。

(2) ふじみ園

- ア 障害者総合支援法第5条第7項に規定された生活介護事業
- イ 障害者総合支援法第5条第14項に規定された就労継続支援事業のうち、同法施行規則第6条の10第2号に規定された就労継続支援B型事業
- ウ 障害者総合支援法第5条第16項に規定する特定相談支援事業

- エ 施設の維持管理
- オ その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
- 3 指定予定期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 応募方法
 - (1) 提出書類
 - ア 応募書
 - イ 指定予定期間に属する各年度の事業計画書及び収支予算書
 - ウ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - エ 平成26年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、提出日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とします。
 - オ 平成26年度及び平成27年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
 - カ 役員の名簿及び履歴書
 - キ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - ク 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - ケ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
 - (2) 仕様書等の配布期間
平成27年8月18日（火）から平成27年9月17日（木）まで
（土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）
 - (3) 応募の受付期間
平成27年9月11日（金）から平成27年9月17日（木）まで
（土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時まで）
 - (4) 仕様書等の配布及び応募受付場所
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階
電話 044-200-2676
 - (5) 提出方法
持参（郵送による提出はできません。）
 - (6) 問い合わせ先
 - ア 川崎市南部身体障害者福祉会館
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課
電話 044-200-2676
F A X 044-200-3932
E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp
 - イ ふじみ園
川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課
電話 044-200-2654

F A X 044-200-3932
E-mail 40syokei@city.kawasaki.jp

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成27年 8月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市公告第431号

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 臨港中学校ほか3校備蓄倉庫新築その他工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区浜町2丁目11番22号ほか3か所
	履 行 期 限 平成28年2月19日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されている者</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回ると思われる参加申込者は一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者(業種「建築」)でも可とします。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年9月18日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 総合福祉センター空気調和設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上小田中6丁目22番地5
	履 行 期 限 平成28年3月18日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されている者</p> <p>(6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p>

	(8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は一般建設業の許可でも可とします。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者(業種「管」)でも可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年9月30日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	白幡台小学校ほか2校備蓄倉庫新築その他工事
	履行場所	川崎市宮前区南平台13番1号ほか2か所
	履行期限	平成28年2月12日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」又は「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成27年9月14日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	末長住宅解体第2期工事
	履行場所	川崎市高津区末長2丁目1045番2ほか
	履行期限	平成28年3月31日限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	<p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者</p> <p>(6) 主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) とび・土工工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「とび・土工」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(11) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。</p> <p>(12) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。</p> <p>(13) 平成12年4月1日以降に元請けとして、構造は鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階建て以上、延べ面積1,160㎡以上の1棟からなる建築物解体工事の実績を有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年9月18日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件名 特別養護老人ホームすみよし給湯その他設備改修工事
	履行場所 川崎市中原区木月祇園町2番1号
	履行期限 平成28年3月11日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されている者</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。</p> <p>(10) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。</p> <p>(11) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。</p> <p>(12) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年9月14日 14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 上丸子小学校屋外附带工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上丸子八幡町815番地
	履 行 期 限 平成28年3月15日限り
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年9月14日 14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 井田中学校ほか2校格技室吊天井改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市中原区井田杉山町11番1号ほか2か所
	履 行 期 限 平成28年1月29日限り
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

	(7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年9月7日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	井田中学校ほか2校格技室吊天井改修電気その他設備工事
	履行場所	川崎市中原区井田杉山町11番1号ほか2か所
	履行期限	平成28年1月29日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成27年9月7日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	南河原中学校ほか2校格技室吊天井改修その他工事
	履行場所	川崎市幸区中幸町4丁目31番地ほか2か所
	履行期限	平成28年2月29日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。	

	(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年9月7日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第432号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第
5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成27年8月19日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 7月27日	特定非営利活動法人 グループリビング川 崎	原 眞澄美	川崎市中原区宮 内2丁目15番15 号	この法人は、神奈川県川崎市を中心とした高齢期の住宅問題にかかわる幅広い人々に対して、「自立と共生と尊厳」がある高齢住宅(グループリビング)の運営支援等を行い、以って、コミュニティの再生と福祉のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
平成27年 8月3日	特定非営利活動法人 パニラ	池 良子	川崎市幸区河原 町1番地河原町 団地13-424	この法人は障害(児)者及び一般市民に対して障害(児)者の居場所づくりや自立支援等の地域活動事業及び周知、啓発事業を行い広く地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
平成27年 8月4日	特定非営利活動法人 空の翼	辻本 麻里	川崎市麻生区上 麻生3丁目12番 9号 NDEビ ル1階	この法人は、障害を抱える子どもや成人及びその家族に対して、発達支援、生活支援、家族支援や余暇活動に関する事業を行い、障害を抱える子どもたちの社会参加を促し、共に暮らせる豊かな地域社会作りに寄与することを目的とする。

川崎市公告第433号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条
第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申
請がありましたので、同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成27年8月19日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 8月3日	特定非営利活動法人 でんでん発信工房	千葉 美枝子	川崎市高津区千 年987番地プリ メーロ201	この法人は、障がい者に対して、地域社会の中でこころ豊かな生活を営めるよう活動の場所を提供し、自立を支援し、健常者との交流を促進することにより、地域社会における障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

川崎市公告第434号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

平成27年 8月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名称

川崎市恵楽園

(2) 所在地

川崎市高津区下作延2丁目26番1号

(3) 施設規模

鉄筋コンクリート造4階建(延床面積5,067.37㎡)

(4) 開設時期

平成5年4月1日(移改築日)

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例(平成5年3月26日条例第14号)及び同条例施行規則(平成5年3月26日規則第34号)に基づき、施設の効用を最大限に発揮するとともに、次の基準に従うものとします(詳細は募集要項を御覧ください)。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者の入所及び養護に関する業務(養護老人ホーム事業)
- (2) 老人デイサービスセンターの業務(通所介護事業)及び居宅介護支援の業務(居宅介護支援事業)
- (3) 川崎市老人ホーム被措置者等処遇改善費支給要綱に準じた入所生活給付金の支給事務に関する業務
- (4) 施設等の維持、管理に関する業務(建物屋上や周辺の植栽の管理等を含みます。)
- (5) 自動販売機の設置、管理に関する業務
- (6) 公衆電話の設置、管理に関する業務
- (7) その他、施設の管理、運営に必要と認められる業務

3 指定予定期間等

(1) 指定管理期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(2) 非公募更新制の導入

ア 「非公募更新制」(平成28～32年度の指定管理

者を、引続き平成33～37年度の指定管理者とする仕組み)を導入するものとします。

イ 「非公募更新制」が適用されるのは、次の条件をすべて満たした上で、平成33～37年度の指定期間の提案内容の審査において、継続が適当と認められた場合です。

(ア) 本市の政策や当該施設の管理運営に係る方針に変更がないこと(施設の廃止、建替え等)。

(イ) 当初指定期間の管理運営状況(モニタリング、年度評価の結果)が優良であること

(ウ) 次期指定期間の協定条件について、本市と合意できること

ウ 「非公募更新制」が適用されるのは、原則として1回限り(2期連続)です。

4 応募方法

(1) 募集要項等の配布期間

平成27年8月19日(水)～9月18日(金)(土曜日、日曜日を除きます。)

午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除きます。)

(2) 応募の受付期間

平成27年9月11日(金)～9月18日(金)(土曜日、日曜日を除きます。)

(3) 応募書類の提出方法

あらかじめ、後掲「5 お問合せ先」に電話にて予約をした上で、次の(4)の応募書類を直接お持ちください(郵送等による受付は致しません。)。その場で、書類の確認を行います。

(4) 応募書類

ア 指定管理者応募書

イ 誓約書(応募資格及び提出書類に偽りが無いことの確認)

ウ 指定予定期間に属する各年度の施設の管理に係る事業計画書、管理規程、運営規程案

(ア) 事業の目的及び運営の方針(事業ごと)

(イ) 職種別職員配置計画とその確保策(事業ごと)

(ウ) 職員の勤務体制及び勤務形態

- (エ) 施設長(管理者)又は予定者の経歴書(事業ごと)
- (オ) 管理規程及び運営規程の案
- (カ) 入所者等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(事業ごと)
- エ 収支予算書、経費見積書(事業ごとに単年度分、5か年度分)
 - (ア) 管理に要する収支予算書、経費見積書
 - (イ) 人件費に係る見積書
- オ 法人の組織及び運営に関する事項が記載された書類
 - (ア) 法人の施設経営理念
 - (イ) 現に運営している社会福祉事業の概要(従業員数等を含みます。)及び組織図
 - (ウ) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(3か月以内のもの)
 - (エ) 平成24年度～平成26年度の財産目録(平成27年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録)、貸借対照表、損益計算書、収支計算書、事業活動報告書
 - (オ) 平成27年度及び平成28年度(案)における法人の事業計画書及び収支予算書
 - (カ) 役員の名簿及び履歴書
 - (キ) 現に運営している施設の管理規程(運営規程)、就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程
 - (ク) 法人又はその代表者の平成25年度及び平成26年度の納税証明書(市税、法人税、消費税及び地方消費税)納税義務の無い法人又はその代表者については、指定管理者指定に関する申立書
- カ コンプライアンス(法令順守)に関する申告書
- キ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
- 5 お問合せ先(募集要項配布、応募書類受付、現地見学会予約、質問票提出先)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階

※ 庁舎が移転していますので、御注意願います。

電話 044-200-3802
電子メール 40kosui@city.kawasaki.jp
- 5 その他

募集要項及び応募に必要な様式類の電子データについては、川崎市公式ウェブサイトに掲載しますので、適宜ダウンロードして使用してください。

URL : <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000070070.html>

川崎市公告第435号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区神木本町二丁目1759番1
ほか5筆の一部(第1工区)
1,048平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17
株式会社 成建
代表取締役 浅川 聡
川崎市宮前区神木本町二丁目4番12号
山根 仁美
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅 有料老人ホーム
計画戸数:11戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成27年4月27日
川崎市指令ま建管宅地(イ)第9号
平成27年6月26日
川崎市指令ま建管宅地(イ)第37号(変更)

川崎市公告第436号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年8月20日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区潮見台2474番1
の一部ほか4筆の一部
2,938平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区潮見台8番34号
有限会社 潮見台プランニング
代表取締役 伊東 田鶴子
- 3 予定建築物の用途
有料老人ホーム
計画戸数:129戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成26年3月14日
川崎市指令ま情開発(イ)第180号
平成27年6月25日
川崎市指令ま建管宅地(イ)第35号(変更)
平成27年7月27日

川崎市指令ま建管宅地(イ)第48号(変更)

川崎市公告第437号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年 8月20日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区金程二丁目13番1
ほか1筆の一部
1,996平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市西区高島一丁目1番2号
三井不動産レジデンシャル株式会社
執行役員 横浜支店長 徳川 浩一

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数: 13戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成26年11月25日
川崎市指令ま建管宅地(イ)第143号
平成27年 3月24日
川崎市指令ま建管宅地(イ)第206号(変更)
平成27年 6月25日
川崎市指令ま建管宅地(イ)第34号(変更)

川崎市公告第438号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成27年 8月21日

川崎市長 福田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	市道多摩第8号線道路詳細修正設計委託
	履行場所	川崎市多摩区登戸1533番地先
	履行期限	平成28年 3月15日 限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者 (4) 現場代理人及び主任技術者は技術士(建設部門一道路)の有資格者とする。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成27年 9月17日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	高津区内都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線(蟻山坂工区)道路詳細修正設計委託
	履行場所	川崎市高津区千年地内
	履行期限	平成28年 3月15日 限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者 (4) 管理技術者および照査技術者は、技術士(建設部門)または同等の資格「RCCM(道路)」を有するものとする。	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成27年9月17日 14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第439号

平成27年8月21日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	土地境界査定測量委託 (その15)
	履 行 場 所	川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	平成28年3月31日 限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者</p> <p>(5) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。</p> <p>ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成27年9月24日 10時00分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	土地境界査定測量委託 (その16)
	履 行 場 所	川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	平成28年3月31日 限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者</p>	

	(5) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。 ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成27年9月18日 10時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 土地境界査定測量委託(その17)
	履 行 場 所 川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 平成28年3月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者 (5) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。 ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成27年9月17日 16時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 土地境界査定測量委託(その18)
	履 行 場 所 川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 平成28年3月31日 限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。

参加資格	(4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者 (5) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可））確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。 ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者（測量士及び測量士補）を兼任することはできません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成27年9月17日 10時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 土地境界査定測量委託（その19）
	履行場所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履行期限 平成28年3月31日 限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者 (5) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可））確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。 ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者（測量士及び測量士補）を兼任することはできません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成27年9月17日 14時00分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 土地境界査定測量委託（その20）
	履行場所 川崎市多摩区役所道路公園センター管内
	履行期限 平成28年3月31日 限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者 (5) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。 ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成27年9月18日 16時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 土地境界査定測量委託(その21)
	履 行 場 所 川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 平成28年3月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者 (5) 本委託業務を行うにあたり、測量班を2班(1班あたり技術者として測量士2名(うち1名は測量士補でも可))確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。 ただし、同一公告日の土地境界査定測量委託に関し、技術者(測量士及び測量士補)を兼任することはできません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成27年9月24日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第440号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年8月21日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道長沢53号線道路詳細修正設計委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区長沢1丁目、3丁目地内
	履 行 期 限	平成28年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者 (4) 現場代理人及び主任技術者は技術士（建設部門－道路）の有資格者とする。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成27年9月17日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成27年度都市計画基本図等修正図化測量委託 (縮小編纂測量及びデジタル地形図CD-ROM作成)
	履 行 場 所	川崎市全域
	履 行 期 限	平成28年2月29日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「航空測量」で登録されている者 (5) 事業者として、国土交通省公共測量作業規程（作業規程の準則）に基づき、空中写真測量を基にした数値地形図の作成または修正（縮小編纂含む）を行った実績を有すること。 (6) 公益社団法人日本測量協会において認定している空間情報総括監理技術者の資格を有する者が、主任技術者として本業務に参画すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成27年9月17日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第441号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年8月21日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	桜本歩道橋撤去詳細設計委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区桜本1丁目15番地先
	履 行 期 限	平成27年12月25日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成27年9月17日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	末長住宅解体第2期工事家屋事前調査委託
	履 行 場 所	川崎市高津区末長2丁目1045番2ほか
	履 行 期 限	平成27年12月25日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「事業損失部門」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成27年9月17日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第442号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年8月21日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成27年度消防艇第5川崎丸上架整備
	履 行 場 所	請負社工場ほか
	履 行 期 限	平成28年3月14日
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。	

参加資格	<p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成27・28年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登載されていること。</p> <p>(4) 本定期修理について、仕様書の内容を遵守し、確実に実施が可能であること。</p> <p>(5) 船舶の修理等について、平成17年4月1日以降に類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でも構いません。</p> <p>(6) 本定期修理後、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。</p> <p>(7) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091
入札日時等	平成27年9月30日 11時00分 (川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第443号

平成27年8月21日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名 平成28年度 焼却灰運搬車(鉄道輸送用)の購入
	履行場所 浮島処理センター
	履行期限 平成28年7月29日
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成27・28年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 平成17年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。</p> <p>(5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。</p> <p>(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。</p> <p>(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2093
入札日時等	平成27年9月29日 11時00分 (砂子平沼ビル7階入札室)

入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成28年度 破砕ごみ運搬車（鉄道輸送用）の購入
	履 行 場 所	王禅寺処理センター
	履 行 期 限	平成28年8月31日
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成27・28年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 平成17年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。</p> <p>(5) この購入（製造）物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。</p> <p>(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。</p> <p>(7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2093	
入札日時等	平成27年9月29日 11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	上下式防火衣（合併）
	履 行 場 所	市内各消防署8署
	履 行 期 限	平成27年12月20日
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成27・28年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」、種目「特殊作業服」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。</p> <p>(5) 平成17年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。</p> <p>(6) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2093
入札日時等	平成27年9月29日 11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 消火ホースキット購入
	履行場所 消防局警防課ほか(仕様書「納品先一覧」のとおり)
	履行期限 平成28年1月29日
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成27・28年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」種目「消防防火用機器」に登載されていること。 (4) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成17年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。 (7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2093
入札日時等	平成27年9月29日 11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第444号

平成27年8月21日

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 (所在地)	施設規模 (開設日)	延床面積	定 員	
			特養	短期入所
川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎 (幸区南加瀬1丁目7番14号)	鉄筋コンクリート造 地上3階建 (平成12年4月1日)	4,009.96㎡	64人	16人

川崎市特別養護老人ホームすみよし (中原区木月祇園町2番1号)	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建 (平成6年4月1日)	4,610.31㎡	84人	16人
川崎市特別養護老人ホームこだなか (中原区上小田中1丁目28番55号)	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建 (平成6年4月1日)	2,558.45㎡	50人	2人
川崎市特別養護老人ホームひらまの里 (中原区上平間611番地1)	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建 (平成11年4月1日)	4,695.16㎡	84人	16人
川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園 (高津区諏訪2丁目10番15号)	鉄筋コンクリート造 地上3階建 (平成12年4月1日)	3,279.84㎡	50人	10人
川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里 (多摩区中野島6丁目13番5号)	鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階建 (平成5年6月1日)	4,358.24㎡	84人	16人
川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら (多摩区宿河原6丁目20番19号)	鉄筋コンクリート造 地上3階建 (平成14年5月1日)	3,171.32㎡	68人	空床 利用
川崎市特別養護老人ホーム長沢壮寿の里 (多摩区長沢2丁目11番1号)	鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建 (昭和64年1月1日)	3,621.30㎡	53人	12人

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例（平成5年3月26日条例第14号）及び同条例施行規則（平成5年3月26日規則第34号）並びに川崎市高齢社会福祉総合センター条例（昭和63年10月18日条例第42号）及び同施行規則（昭和63年12月22日規則第98号）（以下「条例及び施行規則」といいます。）に基づき、施設の効用を最大限に発揮するとともに、次の基準に従うものとします（詳細は募集要項を御覧ください）。

- (1) 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する業務（特別養護老人ホーム事業）
- (2) 老人デイサービスセンターの業務（通所介護事業）
- (3) 老人短期入所の業務（短期入所事業）
- (4) 居宅介護支援の業務（居宅介護支援事業）
- (5) 施設等の維持、管理に関する業務（建物屋上や周辺の植栽の管理等を含みます。）
- (6) 自動販売機の設置、管理に関する業務
- (7) その他、施設の管理、運営に必要と認められる業務

3 指定予定期間等

- (1) 指定管理期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(2) 非公募更新制の導入

ア 「非公募更新制」（平成28～32年度の指定管理者を、引続き平成33～37年度の指定管理者とする仕組み）を導入するものとします。

イ 「非公募更新制」が適用されるのは、次の条件をすべて満たした上で、平成33～37年度の指定期間の提案内容の審査において、継続が適当と認められた場合です。

(ア) 本市の政策や当該施設の管理運営に係る方針に変更がないこと（施設の廃止、建替え等）。

(イ) 当初指定期間の管理運営状況（モニタリング、年度評価の結果）が優良であること

(ウ) 次期指定期間の協定条件について、本市と合意できること

ウ 「非公募更新制」が適用されるのは、原則として1回限り（2期連続）です。

4 応募方法

- (1) 募集要項等の配布期間（後掲「6 その他」にあるURLからダウンロードしてください。）

平成27年8月21日（金）から9月23日（水）まで

- (2) 応募の受付期間

平成27年9月11日（金）～9月24日（木）（土曜日、日曜日等の閉庁日を除きます。）

(3) 応募書類の提出方法

あらかじめ、後掲「5 お問合せ先」に電話にて予約をした上で、次の(4)の応募書類を直接お持ちください(郵送等による受付は致しません。)。その場で、書類の確認を行います。

(4) 応募書類

- ア 指定管理者応募書
 - イ 誓約書(応募資格及び提出書類に偽りが無いことの確認)
 - ウ 指定予定期間に属する各年度の施設の管理に係る事業計画書、管理規程、運営規程案
 - (ア) 事業の目的及び運営の方針(事業ごと)
 - (イ) 職種別職員配置計画とその確保策(事業ごと)
 - (ウ) 職員の勤務体制及び勤務形態
 - (エ) 施設長(管理者)又は予定者の経歴書(事業ごと)
 - (オ) 管理規程及び運営規程の案
 - (カ) 入所者等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要(事業ごと)
 - エ 収支予算書、経費見積書(事業ごとに単年度分、5か年度分)
 - (ア) 管理に要する収支予算書、経費見積書
 - (イ) 人件費に係る見積書
 - オ 法人の組織及び運営に関する事項が記載された書類
 - (ア) 法人の施設経営理念
 - (イ) 現に運営している社会福祉事業の概要(従業員数等を含みます。)及び組織図
 - (ウ) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(3か月以内のもの)
 - (エ) 平成24年度～平成26年度の財産目録(平成27年度に設立された法人等にあつては、設立時の財産目録)、貸借対照表、損益計算書、収支計算書、事業活動報告書
 - (オ) 平成27年度及び平成28年度(案)における法人の事業計画書及び収支予算書
 - (カ) 役員の名簿及び履歴書
 - (キ) 現に運営している施設の管理規程(運営規程)、就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程
 - (ク) 法人又はその代表者の平成25年度及び平成26年度の納税証明書(市税、法人税、消費税及び地方消費税)納税義務の無い法人又はその代表者については、指定管理者指定に関する申立書
 - カ コンプライアンス(法令順守)に関する申告書
 - キ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
- 5 お問合せ先(募集要項配布、応募書類受付、現地見

学会予約、質問票提出先)

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階

※ 庁舎が移転していますので、御注意願います。

電話 044-200-3802

電子メール 40kosui@city.kawasaki.jp

6 その他

募集要項及び応募に必要な様式類の電子データについては、川崎市公式ウェブサイトに掲載しますので、適宜ダウンロードして使用してください。

URL : <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000070071.html>

川崎市公告第445号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成27年8月24日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市高津区久末字城法谷1888番1
の一部ほか2筆
710平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区小台一丁目20番地1
株式会社 プラザハウス
代表取締役 柳 英明
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：5戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成26年2月19日
川崎市指令ま情開発(イ)第166号
平成27年4月13日
川崎市指令ま建管宅地(イ)第4号(変更)

川崎市公告第446号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年8月24日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道砂子16号線道路補修(打換)工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区砂子2丁目4番地先
	履 行 期 限	150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市川崎区、幸区または中原区内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成27年9月7日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	中原区内一般国道409号舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内4丁目1番地先
	履 行 期 限	60日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成27年9月7日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 緊急物資等輸送用浮棧橋整備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島地先
	履 行 期 限 平成28年 3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されている者。 (5) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (8) 平成12年4月1日以降に「RC浮棧橋・PC浮棧橋・鋼製浮棧橋・ハイブリッド浮棧橋のいずれかの浮棧橋製作工事」及び、「海上起重機船による進水・据付作業」、「杭打船による鋼管杭(鋼管矢板含む)打設」の完工実績(元請に限る。)を有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年9月25日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第447号

入札公告

平成27年8月25日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

微小粒子状物質測定装置定期点検業務委託

(2) 履行場所

高津一般環境大気測定局(高津区溝口1-6-10)

二子自動車排出ガス測定局(高津区溝口5-15-7)

(3) 履行期間

契約締結日から平成28年3月18日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に登載されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) 過去5か年以内に、本市又は他官公庁において、同規模の委託契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視課 安西(技術仕様関係)

事業推進課 岩村(契約事務関係)

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成27年8月25日(火)から平成27年9月1日(火)まで(土、日曜日を除く)

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(4)の内容を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を平成27・28年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成27年9月9日(水)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成27年9月9日(水)

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

平成27年9月9日(水)から平成27年9月11日(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成27年9月16日(水)に、参加全社あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満

たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜き総額で行います。

ア 入札書の提出日時

平成27年9月29日(火)午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境局環境総合研究所研修室

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第448号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

平成27年8月25日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 名 称 川崎市立労働会館
 所在地 川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 川崎市立労働会館条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議のうえ別に定める。
- 3 指定予定期間
 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 応募の方法
 - (1) 応募書の配布及び提出場所
 川崎市役所経済労働局労働雇用部労政担当
 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル6階
 電 話 044-200-2271
 F A X 044-200-3598
 - (2) 提出書類
 - ア 応募書
 - イ 誓約書
 応募資格及び提出書類に偽りのないことの確認
 - ウ 指定予定期間に属する平成28年度から平成33年度の川崎市立労働会館の管理に係る各年度の事業計画書及び収支予算書
 - エ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - オ 平成26年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書が記載された決算報告書及び収支予算書、又はそれに類する書類。ただし、応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録。
 - カ 平成27年度及び平成28年度における事業計画書及び収支予算書
 - キ 法人にあつては、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（過去2年分）。法人以外の団体にあつては、その団体の代表者の住民税及び所得税の納税証明書（過去2年分）
 - ク 役員の名簿及び履歴書
 - ケ 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状及び共同事業体連絡先一覧
 - コ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - サ 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - シ 類似施設の運営実績を記載した書類
 - ス 暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、川崎市が神奈川県警察に調査を依頼することを同意する書面
 - セ コンプライアンス（法令順守）に関する申告書
 - ソ その他川崎市長が必要とする書類

(3) 募集の期間

ア 応募書、仕様書等関係書類の配布
 平成27年8月25日（火）から川崎市ホームページにて配布

イ 提出期間
 平成27年9月14日（月）から平成27年9月25日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）、8：30から17：00まで（12：00から13：00を除く）

(4) 提出方法

持参（郵送不可）

(5) 問合せ先

川崎市役所経済労働局労働雇用部労政担当
 所在地 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル6階
 電 話 044-200-2271
 F A X 044-200-3598
 E-mail 28roudou@city.kawasaki.jp

川崎市公告第449号

指定管理者の公募について次のとおり公告します。

平成27年8月25日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
 名 称 川崎市生活文化会館
 所在地 川崎市高津区溝口1丁目6番10号
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
 川崎市立労働会館条例第5条及び第6条に定めるもののほか、詳細については、協議のうえ別に定める。
- 3 指定予定期間
 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 応募の方法
 - (1) 応募書の配布及び提出場所
 川崎市役所経済労働局労働雇用部技能奨励担当
 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル6階
 電 話 044-200-2242
 F A X 044-200-3598
 - (2) 提出書類
 - ア 応募書
 - イ 誓約書
 応募資格及び提出書類に偽りのないことの確認
 - ウ 指定予定期間に属する平成28年度から平成33年度の川崎市生活文化会館の管理に係る各年度の事業計画書及び収支予算書
 - エ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - オ 平成26年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書が記載された決算報告書及び収支予算

書、又はそれに類する書類。ただし、応募の日に属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録。

カ 平成27年度及び平成28年度における事業計画書及び収支予算書

キ 法人にあつては、法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(過去2年分)。法人以外の団体にあつては、その団体の代表者の住民税及び所得税の納税証明書(過去2年分)

ク 役員の名簿及び履歴書

ケ 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状及び共同事業体連絡先一覧

コ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

サ 現に行っている業務の概要を記載した書類

シ 類似施設の運営実績を記載した書類

ス 暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、川崎市が神奈川県警察に調査を依頼することを同意する書面

セ コンプライアンス(法令順守)に関する申告書

ソ その他川崎市長が必要とする書類

(3) 募集の期間

ア 応募書、仕様書等関係書類の配布

平成27年8月25日(火)から川崎市ホームページにて配布

イ 提出期間

平成27年9月14日(月)から平成27年9月25日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)、8:30から17:00まで(12:00から13:00を除く)

(4) 提出方法

持参(郵送不可)

(5) 問合せ先

川崎市役所経済労働局労働雇用部技能奨励担当
所在地 川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル6階
電 話 044-200-2242
F A X 044-200-3598
E-mail 28roudou@city.kawasaki.jp

川崎市公告第450号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年8月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター資源化処理施設脱臭装置吸着剤交換整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から平成27年12月25日まで
- (4) 業務概要 本業務は、浮島処理センター資源化

処理施設に設置されている脱臭装置の機能を正常に維持するために必要な吸着剤交換整備を実施するものである。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」で登録されていること。
- (4) 過去2年間で官公庁又は民間において脱臭装置吸着剤交換業務の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書等の配布・閲覧・提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び脱臭装置吸着剤交換業務の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

(1) 競争入札参加申込書及び仕様書の配布場所等

ア 配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

イ 配布期間

平成27年8月25日(火)～平成27年8月31日(月)9時～17時

ウ 問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階

環境局 施設部処理計画課 羽入、吉垣、平川
電話 044-200-2587(直通)、F A X 044-200-3923

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び脱臭装置吸着剤交換業務実績の提出

ア 受付場所 3(1)に同じ

イ 受付期間 3(1)に同じ

ウ 申込方法 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出は持参とします。

(3) 提出書類

上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認めた者には、一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した

際に電子メールのアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信されます。

また、電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

- (1) 交付日 平成27年9月4日(金)
- (2) 場 所 3(1)に同じ

5 質問書の受付・回答

- (1) 配布場所及び配布期間

上記4の際に併せて配付いたします。

- (2) 質問受付日

平成27年9月4日(金)～平成27年9月8日(火)
9時～17時

(土、日、休日及び12時～13時は除く)

- (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

- (4) 質問受付方法

持参または電子メール、FAXによります。

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

- (5) 回答方法

平成27年9月11日(金)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成27年9月16日(水)10時00分

イ 入札場所 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

- (3) 入札書の提出方法

持参とします。(持参以外は無効となります。)

- (4) 入札保証金

免除とします。

- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格な場合は、調査を行うことがあります。

- (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入

札は無効とします。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

必要とします。(契約金額の10%)

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。

- (2) 契約書作成の要否

必要とします。

- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則は契約課ホームページ(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)にて閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 関連情報入手するための窓口 3(1)に同じ。

- (3) 詳細は入札説明書によります。

- (4) 本入札に関しては、事情により入札を取りやめる場合があります。

以上

川崎市公告第451号

武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書(供用時その1)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成27年8月26日

川崎市長 福田紀彦

事後調査報告書について

1 事後調査実施者

名称:武蔵小杉駅南口地区西街区市街地再開発組合

代表者:理事長 大野 省吾

住所:神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目430番

2 指定開発行為の名称及び種類

- (1) 名称

武蔵小杉駅南口地区西街区第一種市街地再開発事業

- (2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為)

高層建築物の新設(第1種行為)

住宅団地の新設(第3種行為)

大規模建築物の新設(第2種行為)

- 3 事後調査報告書(供用時その1)の要旨
- (1) 指定開発行為の概要
- ア 指定開発行為者の名称及び所在地
 - イ 指定開発行為の名称及び種類並びに事業を実施する区域
 - ウ 指定開発行為の目的及び内容
 - エ 指定開発行為の実施状況
 - オ 環境保全のための措置の実施状況
- (2) 事後調査
- ア 事後調査の目的
 - イ 事後調査の内容
 - ウ 調査実施者(業務受託者)
 - エ 事後調査(供用時その1)の結果
 - (ア) 風害
 - (イ) 地域交通(交通混雑及び交通安全)
- 4 事後調査報告書(供用時その1)の写しの縦覧期間、

- 場所及び時間
- (1) 期 間
平成27年8月26日(水)から平成27年9月24日(木)まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- (2) 場 所
中原区役所及び本庁(第3庁舎15階 環境局環境評価室)
- (3) 時 間
午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第452号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成27年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名 幸区役所ほか屋外附帯工事
	履 行 場 所 川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1ほか
	履 行 期 限 平成29年7月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年10月6日 17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎競輪場メインスタンド内装改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番6号
	履 行 期 限 平成28年7月29日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されている者</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(10) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年10月6日 17時00分(財政局資産管理部契約課(建築契約係))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 白鳥中学校ほか3校発電機設備設置工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区白鳥1丁目5番1号ほか3校
	履 行 期 限 平成28年1月29日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者</p> <p>(6) 主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p>

	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年9月14日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	四谷小学校ほか4校発電機設備設置工事
	履行場所	川崎市川崎区四谷下町4番1号ほか4校
	履行期限	平成28年1月29日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成27年9月14日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	宮前平中学校ほか2校発電機設備設置工事
	履行場所	川崎市宮前区宮前平2丁目7番地ほか2校
	履行期限	平成28年1月29日限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参加資格	(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成27年9月14日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	はるひ野中学校ほか2校格技室吊天井改修その他工事
	履行場所	川崎市麻生区はるひ野4丁目8番1号ほか2か所
	履行期限	平成28年3月15日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成27年9月14日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	南部市場管理棟防水その他改修工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南幸町3丁目126番地1
	履 行 期 限	平成28年3月18日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 防水工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「防水」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成27年9月14日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎競輪場中央門入場券売場棟ほか1か所耐震補強工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区富士見2丁目1番6号ほか1か所
	履 行 期 限	平成28年2月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」 で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。 (10) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成27年9月14日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp
-------	--

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	新作小学校ほか1校発電機設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市高津区新作1丁目9番1号ほか1校
	履 行 期 限	平成28年1月29日限り
参 加 資 格 者	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成27年9月14日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	幸町小学校ほか3校発電機設備設置工事
	履 行 場 所	川崎市幸区中幸町2丁目17番地ほか3校
	履 行 期 限	平成28年1月29日限り
参 加 資 格 者	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成27年9月14日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第453号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。

平成27年 8月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設

川崎区 第1グループ	旭町こども文化センター	川崎市川崎区旭町2丁目1番5号
	日進町こども文化センター	川崎市川崎区堤根34番地15
	渡田こども文化センター	川崎市川崎区渡田1丁目15番5号
川崎区 第2グループ	大師こども文化センター	川崎市川崎区大師公園1番4号
	藤崎こども文化センター	川崎市川崎区藤崎4丁目17番6号
	殿町こども文化センター	川崎市川崎区殿町1丁目18番13号
川崎区 第3グループ	田島こども文化センター	川崎市川崎区田島町20番23号
	浅田こども文化センター	川崎市川崎区浅田3丁目7番10号
	小田こども文化センター	川崎市川崎区小田2丁目16番9号

2 募集の単位

募集はグループ単位で行う。

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市こども文化センター条例、川崎市こども文化センター条例施行規則に定めるもののほか、詳細については各こども文化センターの指定管理仕様書等に定める。

4 指定予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

5 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること(個人ではないこと)
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者。ただし、破産者で復権を得ていない者は除く。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者

- (4) 本市から指名停止措置を受けていない者
- (5) 団体又はその代表者が都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者。又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者
- (7) 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において、次に掲げる排除措置の対象者とされていない者
 - ア 法人等の役員等経営に関与する者(以下「役員等」という。)に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの(以下「暴力団員等」という。)が含まれている場合
 - イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用して
- (8) 共同事業体が応募する場合は、その構成員すべてが上記(1)から(7)までの要件を満たしていること。

6 応募の方法等

(1) 応募書類の配布方法

配布場所 原則川崎市ホームページからダウンロードによりお願いします。

<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000070180.html>

(2) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 誓約書
- ウ 団体概要書
- エ 事業計画書
- オ 指定予定期間のこども文化センターの経費見積書
- カ 経費見積書に係る人件費の積算内訳書
- キ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本(法人以外の

団体にあつては、これらに相当する書類)

ク 応募団体の役員名簿及び履歴書

ケ 応募団体の組織図

コ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書

サ コンプライアンスに関する申告書

シ 応募施設に適用予定の規程類（就業規則、給与規定、経理規定等）

ス 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室等類似施設の運営実績を記載した書類

セ 応募団体の申請日の属する期の事業計画書及び収支予算書等

ソ 直近3期分の財務関係書類「資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録等」。ただし、申請日の属する事業年度に設立された応募団体にあつては、直近までの実績での試算表によるものとする。

タ 直近3年分の納税証明書（任意団体にあつては代表者に係るもの）

チ 申請日前1月以内の預金残高証明書

ツ 債務状況等自己申告書

テ 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状、共同事業体連絡先一覧及び組織や運営に関する事項を記載した書類

※前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 応募書類の提出期間
平成27年9月24日（木）から平成27年9月25日（金）まで
（午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで）

(4) 提出方法
持参（郵送による提出はできません。なお、申請書類等一式は返却しません。）

(5) プレゼンテーションの実施
指定管理者選定評価委員会において、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。日程等詳細は、別途調整のうえお知らせします。

(6) 提出先等
【応募書類の提出先】
□川崎市川崎区東田町8 川崎区役所子ども支援室
電話番号：044-201-3319
F A X : 044-201-3293
【現地見学申込書、質問書及び辞退届けの提出先 その他】
□川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎15階
川崎市市民・子ども局子ども本部子育て施策部青

少年育成課
電話番号：044-200-3083
F A X : 044-200-3931
E-mail：25seiiku@city.kawasaki.jp

川崎市公告第454号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。
平成27年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 管理を行わせる施設の名称及び所在地
川崎市ふれあい館・川崎市桜本こども文化センター
川崎市川崎区桜本1-5-6
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
川崎市こども文化センター条例、川崎市こども文化センター条例施行規則、川崎市ふれあい館条例、川崎市ふれあい館条例施行規則に定めるもののほか、詳細については指定管理仕様書等に定める。
- 3 指定予定期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 応募資格
 - (1) 法人その他の団体であること（個人ではないこと）
 - (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者。ただし、破産者で復権を得ていない者は除く。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者
 - (4) 本市から指名停止措置を受けていない者
 - (5) 団体又はその代表者が都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者。又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者
 - (7) 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において、次に掲げる排除措置の対象者とされていない者
ア 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実

質的に支配している法人その他の団体を利用している場合

- (8) 共同事業体が応募する場合は、その構成員すべてが上記(1)から(7)までの要件を満たしていること。

5 応募の方法等

(1) 応募書類の配布方法

配布場所 原則川崎市ホームページからダウンロードによりお願いします。

<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000070180.html>

(2) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
 - イ 誓約書
 - ウ 団体概要書
 - エ 事業計画書
 - オ 指定予定期間のこども文化センターの経費見積書
 - カ 経費見積書に係る人件費の積算内訳書
 - キ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - ク 応募団体の役員名簿及び履歴書
 - ケ 応募団体の組織図
 - コ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
 - サ コンプライアンスに関する申告書
 - シ 応募施設に適用予定の規程類（就業規則、給与規定、経理規定等）
 - ス 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室等類似施設の運営実績を記載した書類
 - セ 応募団体の申請日の属する期の事業計画書及び収支予算書等
 - ソ 直近3期分の財務関係書類「資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録等」。ただし、申請日の属する事業年度に設立された応募団体にあつては、直近までの実績での試算表によるものとする。
 - タ 直近3年分の納税証明書（任意団体にあつては代表者に係るもの）
 - チ 申請日前1月以内の預金残高証明書
 - ツ 債務状況等自己申告書
 - テ 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状、共同事業体連絡先一覧及び組織や運営に関する事項を記載した書類
- ※前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (3) 応募書類の提出期間
平成27年9月24日（木）から平成27年9月25日（金）まで
（午前9時から正午まで、午後1時から午後4時

まで）

(4) 提出方法

持参（郵送による提出はできません。なお、申請書類等一式は返却しません。）

(5) プレゼンテーションの実施

指定管理者選定評価委員会において、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。日程等詳細は、別途調整のうえお知らせします。

(6) 提出先等

【応募書類の提出先】

□川崎市川崎区東田町8 川崎区役所こども支援室
電話番号：044-201-3319

F A X : 044-201-3293

【現地見学申込書、質問書及び辞退届けの提出先 その他】

□川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎
15階

川崎市市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課

電話番号：044-200-3083

F A X : 044-200-3931

E-mail : 25seiiku@city.kawasaki.jp

川崎市公告第455号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。

平成27年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

幸区 第1グループ	南河原こども文化センター	川崎市幸区都町74番地2
	幸こども文化センター	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地5
	下平間こども文化センター	川崎市幸区下平間70番地1
幸区 第2グループ	南加瀬こども文化センター	川崎市幸区南加瀬2丁目19番3号
	小倉こども文化センター	川崎市幸区小倉5丁目17番59号
	北加瀬こども文化センター	川崎市幸区北加瀬2丁目12番12号

2 募集の単位

募集はグループ単位で行う。

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市こども文化センター条例、川崎市こども文化センター条例施行規則に定めるもののほか、詳細については各こども文化センターの指定管理仕様書に定める。

- 4 指定予定期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 応募資格
- (1) 法人その他の団体であること(個人ではないこと)
 - (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者。ただし、破産者で復権を得ていない者は除く。
 - (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者
 - (4) 本市から指名停止措置を受けていない者
 - (5) 団体又はその代表者が都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者。又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者
 - (7) 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において、次に掲げる排除措置の対象者とされていない者
 - ア 法人等の役員等経営に関与する者(以下「役員等」という。)に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの(以下「暴力団員等」という。)が含まれている場合
 - イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
 - (8) 共同事業体が応募する場合は、その構成員すべてが上記(1)から(7)までの要件を満たしていること。
- 6 応募の方法等
- (1) 応募書類の配布方法
配布場所 原則川崎市ホームページからダウンロードによりお願いします。
<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000070180.html>
 - (2) 提出書類
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 誓約書
 - ウ 団体概要書
 - エ 事業計画書
 - オ 指定予定期間のこども文化センターの経費見積書
 - カ 経費見積書に係る人件費の積算内訳書

- キ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
 - ク 応募団体の役員名簿及び履歴書
 - ケ 応募団体の組織図
 - コ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
 - サ コンプライアンスに関する申告書
 - シ 応募施設に適用予定の規程類(就業規則、給与規定、経理規定等)
 - ス 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室等類似施設の運営実績を記載した書類
 - セ 応募団体の申請日の属する期の事業計画書及び収支予算書等
 - ソ 直近3期分の財務関係書類「資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録等」。ただし、申請日の属する事業年度に設立された応募団体にあつては、直近までの実績での試算表によるものとする。
 - タ 直近3年分の納税証明書(任意団体にあつては代表者に係るもの)
 - チ 申請日前1月以内の預金残高証明書
 - ツ 債務状況等自己申告書
 - テ 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状、共同事業体連絡先一覧及び組織や運営に関する事項を記載した書類
- ※前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (3) 応募書類の提出期間
平成27年9月24日(木)から平成27年9月25日(金)まで
(午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで)
- (4) 提出方法
持参(郵送による提出はできません。なお、申請書類等一式は返却しません。)
- (5) プレゼンテーションの実施
指定管理者選定評価委員会において、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。日程等詳細は、別途調整のうえお知らせします。
- (6) 提出先等
- 【応募書類の提出先】
□川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸区役所こども支援室
電話番号：044-556-6725
FAX：044-555-1336
- 【現地見学申込書、質問書及び辞退届けの提出先 その他】
□川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎

15階
川崎市市民・子ども局子ども本部子育て施策部青少年育成課
電話番号：044-200-3083
F A X ：044-200-3931
E-mail：25seiiku@city.kawasaki.jp

川崎市公告第456号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。
平成27年 8月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

中原区 第1グループ	新丸子子ども文化センター	川崎市中原区新丸子町691番地7
中原区 第2グループ	住吉子ども文化センター	川崎市中原区木月祇園町17番6号
	井田子ども文化センター	川崎市中原区井田杉山町16番38号
中原区 第3グループ	平間子ども文化センター	川崎市中原区上平間1,323番地
	玉川子ども文化センター	川崎市中原区市ノ坪464番地2
	西加瀬子ども文化センター	川崎市中原区西加瀬10番5号
中原区 第4グループ	新城子ども文化センター	川崎市中原区下新城1丁目2番4号
	大戸子ども文化センター	川崎市中原区上小田中2丁目24番1号
	宮内子ども文化センター	川崎市中原区宮内3丁目4番3号

2 募集の単位

募集は別紙のとおり各施設をグループに分けて行う。

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市子ども文化センター条例、川崎市子ども文化センター条例施行規則に定めるもののほか、詳細については各子ども文化センターの指定管理仕様書に定める。

4 指定予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

5 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること(個人ではないこと)
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者。ただし、破産者で復権を得ていない者は除く。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- (4) 本市から指名停止措置を受けていない者

- (5) 団体又はその代表者が都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者。又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者
- (7) 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において、次に掲げる排除措置の対象者とされていない者
 - ア 法人等の役員等経営に関与する者(以下「役員等」という。)に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの(以下「暴力団員等」という。)が含まれている場合
 - イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用して
- (8) 共同事業体が応募する場合は、その構成員すべてが上記(1)から(7)までの要件を満たしていること。

6 応募の方法等

(1) 応募書類の配布方法

配布場所 原則川崎市ホームページからダウンロードによりお願いします。

<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000070180.html>

(2) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 誓約書
- ウ 団体概要書
- エ 事業計画書
- オ 指定予定期間の子ども文化センターの経費見積書
- カ 経費見積書に係る人件費の積算内訳書
- キ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- ク 応募団体の役員名簿及び履歴書
- ケ 応募団体の組織図
- コ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
- サ コンプライアンスに関する申告書
- シ 応募施設に適用予定の規程類(就業規則、給与規定、経理規定等)
- ス 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子ども教

室等類似施設の運営実績を記載した書類
 セ 応募団体の申請日の属する期の事業計画書及び収支予算書等
 ソ 直近3期分の財務関係書類「資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録等」。ただし、申請日の属する事業年度に設立された応募団体にあつては、直近までの実績での試算表によるものとする。
 タ 直近3年分の納税証明書（任意団体にあつては代表者に係るもの）
 チ 申請日前1月以内の預金残高証明書
 ツ 債務状況等自己申告書
 テ 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状、共同事業体連絡先一覧及び組織や運営に関する事項を記載した書類
 ※前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 応募書類の提出期間

平成27年9月24日（木）から平成27年9月25日（金）まで

（午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで）

(4) 提出方法

持参（郵送による提出はできません。なお、申請書類等一式は返却しません。）

(5) プレゼンテーションの実施

指定管理者選定評価委員会において、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。日程等詳細は、別途調整のうえお知らせします。

(6) 提出先等

【応募書類の提出先】

□川崎市中原区小杉町3-245 中原区役所子ども支援室

電話番号：044-744-3195

FAX：044-744-3196

【現地見学申込書、質問書及び辞退届けの提出先 その他】

□川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎15階

川崎市市民・子ども局子ども本部子育て施策部青少年育成課

電話番号：044-200-3083

FAX：044-200-3931

E-mail：25seiiku@city.kawasaki.jp

川崎市公告第457号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。
 平成27年8月26日

川崎市長 福田紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

高津区 第1グループ	上作延子ども文化センター	川崎市高津区上作延1,142番地4
	高津子ども文化センター	川崎市高津区溝口3丁目10番8号
高津区 第2グループ	二子子ども文化センター	川崎市高津区二子5丁目14番61号
	東高津子ども文化センター	川崎市高津区下野毛1丁目3番2号
高津区 第3グループ	末長子ども文化センター	川崎市高津区末長3丁目25番8号
	子母口子ども文化センター	川崎市高津区子母口983番地
	梶ヶ谷子ども文化センター	川崎市高津区梶ヶ谷6丁目1番地10

2 募集の単位

募集はグループ単位で行う。

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市子ども文化センター条例、川崎市子ども文化センター条例施行規則に定めるもののほか、詳細については各子ども文化センターの指定管理仕様書等に定める。

4 指定予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

5 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること（個人ではないこと）
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者。ただし、破産者で復権を得ていない者は除く。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- (4) 本市から指名停止措置を受けていない者
- (5) 団体又はその代表者が都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者。又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者
- (7) 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において、次に掲げる排除措置の対象者とされていない者
 ア 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
 イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合

- ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
- (8) 共同事業体が応募する場合は、その構成員すべてが上記(1)から(7)までの要件を満たしていること。

6 応募の方法等

(1) 応募書類の配布方法

配布場所 原則川崎市ホームページからダウンロードによりお願いします。

<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000070180.html>

(2) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 誓約書
- ウ 団体概要書
- エ 事業計画書
- オ 指定予定期間のこども文化センターの経費見積書
- カ 経費見積書に係る人件費の積算内訳書
- キ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ク 応募団体の役員名簿及び履歴書
- ケ 応募団体の組織図
- コ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
- サ コンプライアンスに関する申告書
- シ 応募施設に適用予定の規程類（就業規則、給与規定、経理規定等）
- ス 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室等類似施設の運営実績を記載した書類
- セ 応募団体の申請日の属する期の事業計画書及び収支予算書等
- ソ 直近3期分の財務関係書類「資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録等」。ただし、申請日の属する事業年度に設立された応募団体にあつては、直近までの実績での試算表によるものとする。
- タ 直近3年分の納税証明書（任意団体にあつては代表者に係るもの）
- チ 申請日前1月以内の預金残高証明書
- ツ 債務状況等自己申告書
- テ 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼任状、共同事業体連絡先一覧及び組織や運営に関する事項を記載した書類

※前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- (3) 応募書類の提出期間
平成27年9月24日（木）から平成27年9月25日（金）まで
（午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで）
- (4) 提出方法
持参（郵送による提出はできません。なお、申請書類等一式は返却しません。）
- (5) プレゼンテーションの実施
指定管理者選定評価委員会において、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。日程等詳細は、別途調整のうえお知らせします。
- (6) 提出先等

【応募書類の提出先】

□川崎市高津区下作延2-8-1 高津区役所こども支援室
電話番号：044-861-3343
FAX：044-861-3351

【現地見学申込書、質問書及び辞退届けの提出先 その他】

□川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎15階
川崎市市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課
電話番号：044-200-3083
FAX：044-200-3931
E-mail：25seiiku@city.kawasaki.jp

川崎市公告第458号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。
平成27年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設

宮前区 第1グループ	宮崎こども文化センター	川崎市宮前区宮崎1丁目7番地
	有馬こども文化センター	川崎市宮前区有馬4丁目5番2号
	野川こども文化センター	川崎市宮前区野川3,182番地1
宮前区 第2グループ	宮前平こども文化センター	川崎市宮前区宮崎6丁目2番地
	平こども文化センター	川崎市宮前区平2丁目13番1号
	白幡台こども文化センター	川崎市宮前区白幡台1丁目13番地1

宮前区	蔵敷こども文化センター	川崎市宮前区菅生5丁目3番21号
第3グループ	菅生こども文化センター	川崎市宮前区菅生ヶ丘13番2号

2 募集の単位

募集はグループ単位で行う。

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市こども文化センター条例、川崎市こども文化センター条例施行規則に定めるもののほか、詳細については各こども文化センターの指定管理仕様書等に定める。

4 指定予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

5 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること（個人ではないこと）
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者。ただし、破産者で復権を得ていない者は除く。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- (4) 本市から指名停止措置を受けていない者
- (5) 団体又はその代表者が都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者。又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者
- (7) 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において、次に掲げる排除措置の対象者とされていない者
 - ア 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
 - イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用してしている場合
- (8) 共同事業体が応募する場合は、その構成員すべてが上記(1)から(7)までの要件を満たしていること。

6 応募の方法等

(1) 応募書類の配布方法

配布場所 原則川崎市ホームページからダウンロードによりお願いします。

<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000070180.html>

(2) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
 - イ 誓約書
 - ウ 団体概要書
 - エ 事業計画書
 - オ 指定予定期間のこども文化センターの経費見積書
 - カ 経費見積書に係る人件費の積算内訳書
 - キ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - ク 応募団体の役員名簿及び履歴書
 - ケ 応募団体の組織図
 - コ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
 - サ コンプライアンスに関する申告書
 - シ 応募施設に適用予定の規程類（就業規則、給与規定、経理規定等）
 - ス 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室等類似施設の運営実績を記載した書類
 - セ 応募団体の申請日の属する期の事業計画書及び収支予算書等
 - ソ 直近3期分の財務関係書類「資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録等」。ただし、申請日の属する事業年度に設立された応募団体にあつては、直近までの実績での試算表によるものとする。
 - タ 直近3年分の納税証明書（任意団体にあつては代表者に係るもの）
 - チ 申請日前1月以内の預金残高証明書
 - ツ 債務状況等自己申告書
 - テ 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状、共同事業体連絡先一覧及び組織や運営に関する事項を記載した書類
- ※前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (3) 応募書類の提出期間

平成27年9月24日（木）から平成27年9月25日（金）まで

（午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで）
 - (4) 提出方法

持参（郵送による提出はできません。なお、申請書類等一式は返却しません。）
 - (5) プレゼンテーションの実施

指定管理者選定評価委員会において、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。日程等詳細は、別途調整のうえお知らせします。

(6) 提出先等

【応募書類の提出先】

□川崎市宮前区宮前平2-20-5 宮前区役所こども支援室

電話番号：044-856-3271

F A X : 044-856-3171

【現地見学申込書、質問書及び辞退届けの提出先 その他】

□川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎15階

川崎市市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課

電話番号：044-200-3083

F A X : 044-200-3931

E-mail : 25seiiku@city.kawasaki.jp

川崎市公告第459号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。

平成27年 8月26日

川崎市長 福田 紀 彦

1 管理を行わせる施設

多摩区 第1グループ	枅形こども文化センター	川崎市多摩区枅形6丁目3番1号
	長尾こども文化センター	川崎市多摩区長尾1丁目12番7号
多摩区 第2グループ	錦ヶ丘こども文化センター	川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号
	三田こども文化センター	川崎市多摩区三田3丁目7番地4
多摩区 第3グループ	菅こども文化センター	川崎市多摩区菅北浦3丁目11番1号
	中野島こども文化センター	川崎市多摩区中野島4丁目22番7号
	南菅こども文化センター	川崎市多摩区菅馬場3丁目26番1号

2 募集の単位

募集はグループ単位で行う。

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市こども文化センター条例、川崎市こども文化センター条例施行規則に定めるもののほか、詳細については各こども文化センターの指定管理仕様書等に定める。

4 指定予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

5 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること(個人ではないこと)
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者。ただし、破産者で復権を得ていない者は除く。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- (4) 本市から指名停止措置を受けていない者
- (5) 団体又はその代表者が都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者。又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者
- (7) 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において、次に掲げる排除措置の対象者とされていない者
 - ア 法人等の役員等経営に関与する者(以下「役員等」という。)に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの(以下「暴力団員等」という。)が含まれている場合
 - イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
- (8) 共同事業体が応募する場合は、その構成員すべてが上記(1)から(7)までの要件を満たしていること。

6 応募の方法等

(1) 応募書類の配布方法

配布場所 原則川崎市ホームページからダウンロードによりお願いします。

<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000070180.html>

(2) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 誓約書
- ウ 団体概要書
- エ 事業計画書
- オ 指定予定期間のこども文化センターの経費見積書
- カ 経費見積書に係る人件費の積算内訳書
- キ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

- ク 応募団体の役員名簿及び履歴書
 - ケ 応募団体の組織図
 - コ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
 - サ コンプライアンスに関する申告書
 - シ 応募施設に適用予定の規程類（就業規則、給与規定、経理規定等）
 - ス 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室等類似施設の運営実績を記載した書類
 - セ 応募団体の申請日の属する期の事業計画書及び収支予算書等
 - ソ 直近3期分の財務関係書類「資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録等」。ただし、申請日の属する事業年度に設立された応募団体にあつては、直近までの実績での試算表によるものとする。
 - タ 直近3年分の納税証明書（任意団体にあつては代表者に係るもの）
 - チ 申請日前1月以内の預金残高証明書
 - ツ 債務状況等自己申告書
 - テ 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼任状、共同事業体連絡先一覧及び組織や運営に関する事項を記載した書類
- ※前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 応募書類の提出期間

平成27年9月24日（木）から平成27年9月25日（金）まで
 （午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで）

(4) 提出方法

持参（郵送による提出はできません。なお、申請書類等一式は返却しません。）

(5) プレゼンテーションの実施

指定管理者選定評価委員会において、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。日程等詳細は、別途調整のうえお知らせします。

(6) 提出先等

【応募書類の提出先】

□川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区役所子ども支援室
 電話番号：044-935-3240
 F A X ：044-935-3119

【現地見学申込書、質問書及び辞退届けの提出先 その他】

□川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎15階
 川崎市市民・子ども局子ども本部子育て施策部青

少年育成課

電話番号：044-200-3083

F A X ：044-200-3931

E-mail：25seiiku@city.kawasaki.jp

川崎市公告第460号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。

平成27年8月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設

麻生区 第1グループ	百合丘子ども文化センター	川崎市麻生区百合丘1丁目11番地2
	東百合丘子ども文化センター	川崎市麻生区東百合丘3丁目1番10号
	千代ヶ丘子ども文化センター	川崎市麻生区千代ヶ丘1丁目20番地60
麻生区 第2グループ	王禅寺子ども文化センター	川崎市麻生区王禅寺東5丁目32番15号
	虹ヶ丘子ども文化センター	川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目22番1号
	柿生子ども文化センター	川崎市麻生区上麻生7丁目18番32号
麻生区 第3グループ	白山子ども文化センター	川崎市麻生区白山4丁目2番2号
	麻生子ども文化センター	川崎市麻生区上麻生4丁目32番2号
麻生区 第4グループ	片平子ども文化センター	川崎市麻生区片平5丁目25番1号
	岡上子ども文化センター	川崎市麻生区岡上277番地

2 募集の単位

募集はグループ単位で行う。

3 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

川崎市子ども文化センター条例、川崎市子ども文化センター条例施行規則に定めるもののほか、詳細については各子ども文化センターの指定管理仕様書等に定める。

4 指定予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

5 応募資格

- (1) 法人その他の団体であること（個人ではないこと）
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者。ただし、破産者で復権を得ていない者は除く。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者
- (4) 本市から指名停止措置を受けていない者
- (5) 団体又はその代表者が都道府県税、市町村税、法

- 人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者。又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者
- (7) 本市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において、次に掲げる排除措置の対象者とされていない者
- ア 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないもの（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
- イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
- ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
- エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
- オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
- (8) 共同事業体が応募する場合は、その構成員すべてが上記(1)から(7)までの要件を満たしていること。
- 6 応募の方法等
- (1) 応募書類の配布方法
- 配布場所 原則川崎市ホームページからダウンロードによりお願いします。
- <http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000070180.html>
- (2) 提出書類
- ア 指定管理者指定申請書
- イ 誓約書
- ウ 団体概要書
- エ 事業計画書
- オ 指定予定期間のこども文化センターの経費見積書
- カ 経費見積書に係る人件費の積算内訳書
- キ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ク 応募団体の役員名簿及び履歴書
- ケ 応募団体の組織図
- コ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報外部提供同意書
- サ コンプライアンスに関する申告書
- シ 応募施設に適用予定の規程類（就業規則、給与規定、経理規定等）
- ス 児童館、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室等類似施設の運営実績を記載した書類

- セ 応募団体の申請日の属する期の事業計画書及び収支予算書等
- ソ 直近3期分の財務関係書類「資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録等」。ただし、申請日の属する事業年度に設立された応募団体にあつては、直近までの実績での試算表によるものとする。
- タ 直近3年分の納税証明書（任意団体にあつては代表者に係るもの）
- チ 申請日前1月以内の預金残高証明書
- ツ 債務状況等自己申告書
- テ 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状、共同事業体連絡先一覧及び組織や運営に関する事項を記載した書類
- ※前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (3) 応募書類の提出期間
- 平成27年9月24日（木）から平成27年9月25日（金）まで
- （午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで）
- (4) 提出方法
- 持参（郵送による提出はできません。なお、申請書類等一式は返却しません。）
- (5) プレゼンテーションの実施
- 指定管理者選定評価委員会において、提案内容のプレゼンテーションを実施していただきます。日程等詳細は、別途調整のうえお知らせします。
- (6) 提出先等
- 【応募書類の提出先】
- 川崎市麻生区万福寺1-5-1 麻生区役所こども支援室
- 電話番号：044-965-5226
- F A X : 044-965-5207
- 【現地見学申込書、質問書及び辞退届けの提出先 その他】
- 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎15階
- 川崎市市民・こども局こども本部子育て施策部青少年育成課
- 電話番号：044-200-3083
- F A X : 044-200-3931
- E-mail：25seiiku@city.kawasaki.jp
- 川崎市公告第461号
- 一般競争入札について次のとおり公告します。
- 平成27年8月28日
- 川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 高度救命処置用資機材 (救急搬送用モニター式)
	履 行 場 所 消防局の指示する場所 (川崎市市内)
	履 行 期 限 平成28年 3月23日
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成27・28年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「医療機器」に登載されており、A又はBの等級に格付されていること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業であること。</p> <p>(6) 平成17年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。</p> <p>(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092
入札日時等	平成27年10月7日 11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 高度救命処置用資機材 (災害対応資機材セット等)
	履 行 場 所 消防局の指示する場所 (川崎市市内)
	履 行 期 限 平成28年 3月23日
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成27・28年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「医療機器」種目「医療機器」に登載されていること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業であること。</p> <p>(6) 平成17年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。</p> <p>(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092
入札日時等	平成27年10月7日 11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	要

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	高度救命処置用資機材（電動吸引器等）
	履 行 場 所	消防局の指示する場所（川崎市市内）
	履 行 期 限	平成28年3月23日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成27・28年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「医療機器」種目「医療機器」に記載されていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 「官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業であること。 (6) 平成17年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階） 電話番号 044-200-2092	
入札日時等	平成27年10月7日 11時00分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第462号

指定管理者の指定公募について次のとおり公告します。

平成27年8月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 川崎市聴覚障害者情報文化センター
(2) 所在地 川崎市中原区井田三舞町14番16号

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

管理の基準は、川崎市聴覚障害者情報文化センター条例及び同施行規則に従うものとします。また、業務の範囲は次のとおりです。

- (1) 聴覚障害者のための録画物の製作、貸出し等聴覚障害者への情報提供に関すること。
(2) 手話通訳者又は要約筆記者の派遣等聴覚障害者の情報伝達の支援に関すること。

(3) 聴覚障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。

(4) 聴覚障害者の文化、学習及びレクリエーション活動の支援に関すること。

(5) 施設及び設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。

(6) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

3 指定予定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 非公募更新制

聴覚障害者情報提供施設については、高度な専門性を持つ質の高い人材によって、継続的に利用者の支援にあたることが求められることから、今回の公募により選定した指定管理者が、以下の条件を満たした場合

に、引き続き当該指定管理者を次期指定管理者として非公募により選定する。

(1) 条件

- ①本市の政策や当該施設の管理運営に係る方針に変更がないこと（施設の廃止、建替え等）
- ②当初指定管理期間の管理運営状況（モニタリング、年度評価の結果）が優良であること
- ③次期指定期間の協定条件について、本市と指定管理者の双方が合意できること

(2) 手続

非公募更新制の導入、当初指定期間の管理運営状況が優良であったかどうかの判断は、選定評価委員会で審議する。

5 応募方法

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定応募書（様式1）
- イ 事業計画書（様式2）
- ウ 組織図（様式3-1）及び職員配置計画書（様式3-2）
 - ※ 施設長予定者について、履歴書を添付してください。
- エ 5年間収支予算書（様式4-1）、5年間収支予算書内訳（様式4-2）、各年度収支予算書内訳（様式4-3）、人件費に係る経費見積（様式4-4）
- オ 現に運営している社会福祉事業等の概要（様式5）
- カ コンプライアンス（法令順守）に関する申告書（様式6）
- キ 誓約書（様式7）
- ク 暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、本市が神奈川県警察に調査を依頼することを同意する旨の書面（様式8）
- ケ 法人に関する関係書類
 - （ア）定款又は寄附行為
 - （イ）登記事項証明書（提出の日から3か月以内に発行されたもの）
 - （ウ）平成26年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書が記載された決算報告書及び収支計算書、並びに平成26年度事業実績報告書
（平成27年度に設立された法人にあっては、

その設立時における財産目録)

- （エ）平成26・27年度の法人の事業計画書及び収支予算書
 - （オ）役員の名簿及び履歴書
 - （カ）組織及び運営に関する事項を記載した書類（就業規則、経理規程、給与規程、個人情報保護に関する規定その他法人等の諸規程類）
 - （キ）過去2年分の法人市民税、事業所税等の納付書の写し又は（様式9）
 - （ク）平成25・26年度の監査結果及び指導事項に対する対応状況に関する書類
 - ※ ない場合、その旨記した書面を提出してください（様式任意）。
- (2) 募集要項・仕様書等の配布期間
平成27年8月28日（金）から平成27年9月28日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。正午から午後1時までを除く）
- (3) 応募の受付期間
平成27年9月17日（木）から平成27年9月28日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。正午から午後1時までを除く）
- (4) 募集要項・仕様書等の配布及び応募受付場所
川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課
川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館10階
- (5) 提出方法
持参（郵送による提出はできません。）
- (6) 問い合わせ先
川崎市 健康福祉局 障害保健福祉部 障害福祉課
電話 044-200-2676
FAX 044-200-3932
E-mail 40syogai@city.kawasaki.jp

川崎市公告第463号

一般競争入札について次のとおり公告します。
平成27年8月31日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎港臨港道路東扇島水江町線アプローチ部橋梁下部（そのI工区）工事
	履行場所	川崎市川崎区東扇島地内
	履行期限	平成28年12月28日限り

参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>オ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>エ 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注した工事で、杭長50m以上のPHC又はSC杭を中掘り圧入工法で30本以上施工した工事実績（1工事・元請に限る。）を平成12年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>ア 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>イ 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>ウ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>エ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>オ 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年10月2日 17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>
(案件2)	
競争入札に付する事項	件名 麻生区内道路補修（緊急その2）工事
	履行場所 川崎市麻生区役所道路公園センター管内
	履行期限 平成28年3月31日限り

参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。</p> <p>(6) 主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年9月14日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 等々力緑地正面広場及び周辺道路整備工事
	履 行 場 所 川崎市中原区宮内4丁目地内
	履 行 期 限 平成29年3月15日限り
参加資格	<p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体でなければなりません。 ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>エ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>オ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 本工事の一般競争入札参加資格確認申請にあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>ア 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。</p> <p>イ 造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 監理技術者資格者証(業種「造園」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p>

	(3) 共同企業体の構成員2に必要な条件 ア 平成27・28年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。 イ 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ウ 主任技術者（業種「舗装」）を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年10月2日 17時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札【特別簡易型】のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札方法等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 川崎区内道路補修（緊急その3）工事
	履行場所 川崎市川崎区役所道路公園センター管内
	履行期限 平成28年3月31日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市川崎区内に本社を有すること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負資格業者名簿に業種「舗装」で登録されている者。 (6) 主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成27年9月14日 13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第464号

(仮称)ラゾーナ川崎C地区開発計画に係る事後調査報告書(供用時その2)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成27年 8月31日

川崎市長 福田 紀 彦

事後調査報告書について

- 1 事後調査実施者

東京都港区芝浦一丁目1番1号
N R E G 東芝不動産株式会社
代表取締役 井上 辰夫
- 2 指定開発行為の名称及び種類
 - (1) 名称
(仮称)ラゾーナ川崎C地区開発計画
 - (2) 種類
大規模建築物の新設(第1種行為)
- 3 事後調査報告書(供用時その2)の要旨
 - (1) 事業の概要
 - ア 事後調査実施者(指定開発行為者)
 - イ 指定開発行為の名称及び種類
 - ウ 指定開発行為を実施する区域
 - エ 指定開発行為の目的及び内容
 - オ 指定開発行為の実施状況
 - カ 環境保全のための措置の実施状況
 - (2) 条例環境影響評価書に掲げる事後調査計画の概要
 - ア 事後調査の目的
 - イ 事後調査の内容
 - ウ 調査実施者(業務受託者)
 - (3) 事後調査結果(緑の質)
 - ア 調査項目
 - イ 調査位置
 - ウ 調査時期
 - エ 調査方法
 - オ 調査結果
 - カ 調査結果の検証結果及び以後講ずる措置
- 4 事後調査報告書(供用時その2)の写しの縦覧期間、場所及び時間
 - (1) 期 間
平成27年 8月31日(月)から平成27年 9月29日(火)まで
土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。
 - (2) 場 所

幸区役所及び環境局環境評価室(市役所第3庁舎15階)

(3) 時 間

午前 8時30分から午後 5時まで

川崎市公告第465号

都市計画法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更許可申請を次のとおり取消します。

平成27年 8月31日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区東有馬三丁目2632番3ほか4筆
2,784 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区東有馬三丁目22番3号
持田 喜久雄
- 3 開発許可年月日及び許可番号
平成27年 1月22日
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第176号(変更)
- 4 取消し年月日
平成27年 8月31日
- 5 取消し通知をした者の住所及び氏名
(承継人)川崎市宮前区東有馬三丁目22番3号
持田 靖子
(代理人)東京都立川市曙町1-13-11
株式会社 レオパレス21 西東京支店
一級建築士事務所 森 豊

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第302号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成27年 9月10日

川崎市長 福田 紀 彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
川崎市役所本庁舎等建替えに係る記録調査業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1番地ほか
 - (3) 履行期限
契約締結日から平成28年 3月15日まで
 - (4) 業務概要
建替え対象である川崎市役所本庁舎について、その歴史的・建築的価値を将来に継承するため、文献資料や実測などの調査を行うとともに、本庁舎等建

- 替えに係る外観等の一部復元及び再利用可能な部材の検討に資する調査報告書を作成する。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「その他」で登録されていること。
- (4) 文化庁の承認を受けた「文化財建造物修理主任技術者」の資格を有する者を管理技術者として配置すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布・提出場所
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎本館3階
川崎市総務局本庁舎等建替準備室
電話 044-200-0281
- (2) 配布・提出期間
平成27年9月10日(木)から平成27年9月16日(水)までの下記の時間
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- (3) 提出方法
持参
- 4 仕様書及び入札説明書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書の配布に併せて、3(1)の場所、3(2)の期間で仕様書及び入札説明書を縦覧に供するとともに、希望する者には印刷物を配布します。
また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)からダウンロードすることができます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成27年9月18日(金)午後5時までに平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 交付場所
- 3(1)と同じ
- (2) 交付日時
平成27年9月18日(金)
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
- 6 仕様書に関する問い合わせ
仕様書の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。
- (1) 質問書の提出方法
- ア 持参の場合の受付場所
3(1)と同じ
- イ 電子メールの場合の提出先
16tatekae@city.kawasaki.jp
- ウ FAXの場合の提出先
044-200-3747
- (2) 受付期間
平成27年9月24日(木)から9月29日(火)まで
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- (3) 質問回答縦覧
質問に対する回答は3(1)の場所において、平成27年10月2日(金)の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで縦覧に供するとともに、平成27年10月2日(金)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ電子メールで送付します。なお、電子メールの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。
- 7 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札・開札の日時及び場所
- ア 日時
平成27年10月9日(金)午前10時
- イ 場所
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎地下 総務局会議室
- (2) 入札書の提出方法
持参とします。
- (3) 入札保証金
免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

有

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

川崎市公告(調達)第303号

入札公告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成27年9月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市新市庁舎整備に伴う土壌調査委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地ほか

(3) 履行期限

契約締結日から平成28年3月15日まで

(4) 業務概要

本庁舎敷地の地歴調査の結果、特定汚染物質による汚染の恐れがあると判断されることから、本庁舎の解体に先立ち、土壌の汚染状況を把握するため調査を行う。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満

たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」種目「陸上ボーリング」で登録されていること。

(4) 環境省の認定する「土壌汚染調査技術管理者」の資格を有し、過去5年間に土壌汚染対策法に基づく官公署の土壌調査業務を元請として履行した実績を有する者を主任技術者として配置すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎本館3階

川崎市総務局本庁舎等建替準備室

電話 044-200-0281

(2) 配布・提出期間

平成27年9月10日(木)から平成27年9月16日(水)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日及び日曜日を除きます。

(3) 提出方法

持参

4 仕様書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書の配布に併せて、3(1)の場所、3(2)の期間で仕様書及び入札説明書を縦覧に供するとともに、希望する者には印刷物を配布します。

また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)からダウンロードすることができます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、平成27年9月18日(金)午後5時までに平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成27年9月18日(金)

- 午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
- 6 仕様書に関する問い合わせ
仕様書の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。
- (1) 質問書の提出方法
- ア 持参の場合の受付場所
3(1)と同じ
- イ 電子メールの場合の提出先
16tatekae@city.kawasaki.jp
- ウ FAXの場合の提出先
044-200-3747
- (2) 受付期間
平成27年9月24日(木)から9月29日(火)まで
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
ただし、土曜日及び日曜日を除きます。
- (3) 質問回答縦覧
質問に対する回答は3(1)の場所において、平成27年10月2日(金)の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで縦覧に供するとともに、平成27年10月2日(金)に、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ電子メールで送付します。なお、電子メールの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。
- 7 入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- (1) 入札・開札の日時及び場所
- ア 日時
平成27年10月9日(金)午後2時
- イ 場所
川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎
地下 総務局会議室
- (2) 入札書の提出方法
持参とします。

- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等
- (1) 契約保証金
免除とします。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 前払金
有
- (4) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3(1)と同じ

税 公 告

川崎市税公告第82号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年8月14日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成27年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分 以 降	平成27年8月31日 (7月随時分)	計68件

平成27年度 (平成26年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	平成27年8月31日 (7月随時分)	計6件
平成27年度	市民税・県民税 (公的年金から の特別徴収)			計1件
平成27年度	軽自動車税	7月随時分	平成27年8月31日	計10件

(別紙省略)

川崎市税公告第83号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年8月19日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第84号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年8月19日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第85号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年8月27日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第86号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年8月28日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第87号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年8月28日

川崎市長 福田紀彦

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 1 期 分	平成27年9月8日	計147件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 2 期 分	平成27年9月8日	計1件

平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 3 期 分	平成27年9月8日	計1件
平成26年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 4 期 分	平成27年9月8日	計2件
平成27年度	市民税・県民税 (普通徴収)	4 月 随 時 分	平成27年9月8日	計1件
平成27年度	市民税・県民税 (普通徴収)	5 月 随 時 分	平成27年9月8日	計3件
平成27年度	市民税・県民税 (普通徴収)	6 月 随 時 分	平成27年9月8日	計5件
平成26年度	市民税・県民税 (特別徴収)	平成26年11月分	平成27年9月8日	計6件
平成26年度	市民税・県民税 (特別徴収)	平成26年12月分	平成27年9月8日	計6件
平成26年度	市民税・県民税 (特別徴収)	平成27年1月分	平成27年9月8日	計8件
平成26年度	市民税・県民税 (特別徴収)	平成27年2月分	平成27年9月8日	計6件
平成26年度	市民税・県民税 (特別徴収)	平成27年3月分	平成27年9月8日	計7件
平成26年度	市民税・県民税 (特別徴収)	平成27年4月分	平成27年9月8日	計8件
平成26年度	市民税・県民税 (特別徴収)	平成27年5月分	平成27年9月8日	計10件
平成27年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第 1 期 分	平成27年9月8日	計1件
平成27年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第 2 期 分	平成27年9月8日	計2件
平成27年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	5 月 随 時 分	平成27年9月8日	計1件
平成27年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	6 月 随 時 分	平成27年9月8日	計2件
平成27年度	軽自動車税	全 期 分	平成27年9月8日	計2件
平成27年度	軽自動車税	6 月 随 時 分	平成27年9月8日	計1件

(別紙省略)

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第15号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成27年8月24日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

- 1 指 定 番 号 第1452号
氏名又は名称 株式会社アクアサービス
住 所 大阪府豊中市庄内栄町四丁目5番7号
代表者氏名 多田 健史
指定年月日 平成27年8月24日
2 指 定 番 号 第1453号
氏名又は名称 有限会社たかなみ
住 所 神奈川県横須賀市太田和三丁目1203番地
代表者氏名 川井 利勝
指定年月日 平成27年8月24日
3 指 定 番 号 第1454号
氏名又は名称 株式会社埼玉デンキセンター
住 所 埼玉県川口市幸町一丁目14番13号
代表者氏名 妹尾 幸夫
指定年月日 平成27年8月24日
4 指 定 番 号 第1455号
氏名又は名称 和智メンテナンス
住 所 川崎市宮前区野川846番地41
代表者氏名 和智 雅仁
指定年月日 平成27年8月24日
5 指 定 番 号 第1456号
氏名又は名称 有限会社ブルーウェイ
住 所 東京都町田市大蔵町390番地1
代表者氏名 長井 寛茂
指定年月日 平成27年8月24日
6 指 定 番 号 第1457号
氏名又は名称 株式会社久保水道
住 所 東京都足立区舎人二丁目4番10号
代表者氏名 久保 誠二郎
指定年月日 平成27年8月24日
7 指 定 番 号 第1458号
氏名又は名称 株式会社篠原設備

住 所 千葉県柏市逆井四丁目25番59号

代表者氏名 篠原 光彦

指定年月日 平成27年8月24日

8 指 定 番 号 第1459号

氏名又は名称 株式会社永重興業

住 所 横浜市緑区鴨居七丁目1番22-205号

代表者氏名 永重 祐一郎

指定年月日 平成27年8月24日

9 指 定 番 号 第1460号

氏名又は名称 谷口管工株式会社

住 所 神奈川県相模原市緑区大島3074番地3

代表者氏名 谷口 昌利

指定年月日 平成27年8月24日

川崎市上下水道局告示第16号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成27年8月24日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

- 1 指 定 番 号 第1461号
氏名又は名称 株式会社sun realive
住 所 横浜市青葉区鉄町1885番地
代表者氏名 小滝 将史
指定年月日 平成27年8月24日
2 指 定 番 号 第1462号
氏名又は名称 ライフ株式会社
住 所 神奈川県相模原市中央区千代田七丁目5番15号
代表者氏名 井上 誠士
指定年月日 平成27年8月24日
3 指 定 番 号 第1463号
氏名又は名称 有限会社新生アルファ
住 所 横浜市保土ヶ谷区西谷町695番地2
代表者氏名 菅野 英樹
指定年月日 平成27年8月24日
4 指 定 番 号 第1464号
氏名又は名称 株式会社甲斐設備工業
住 所 横浜市港南区芹が谷一丁目30番38号
代表者氏名 甲斐 慎一
指定年月日 平成27年8月24日
5 指 定 番 号 第1465号

氏名又は名称 角田設備
 住 所 川崎市高津区千年256番地1メイ
 武蔵小杉富士見台603
 代表者氏名 角田 眞景
 指定年月日 平成27年8月24日

代表者氏名 大八木 三千雄
 指定番号 978
 商号又は名称 新垂有限会社
 営業所所在地 横浜市旭区白根八丁目20番12号
 代表者氏名 岩佐 賢吾

川崎市上下水道局告示第17号

川崎市排水設備指定工事店の指定について
 川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成27年8月26日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 指定有効期間

平成27年9月1日から

平成32年7月31日まで

2 指定工事店

指定番号 976

商号又は名称 株式会社積老

営業所所在地 神奈川県藤沢市石川四丁目7番地3

代表者氏名 山本 晃美

指定番号 977

商号又は名称 有限会社大八木設備商会

営業所所在地 神奈川県綾瀬市蓼川三丁目3番12号

川崎市上下水道局告示第18号

川崎市排水設備指定工事店の指定に関する告示の訂正について

平成27年8月26日川崎市上下水道局告示第17号の本文の一部を次のとおり訂正します。

平成27年8月31日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一
 誤

新垂有限会社

正

親垂有限会社

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第54号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年8月18日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成27年度中部下水管内管きよ緊急補修第2号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成28年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きよ」、希望種目「下水道開削」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回る場合は、主任技術者（業種「土木」）でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回る場合は、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成27年9月14日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	

入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	新川下水幹線その7工事
	履行場所	川崎市川崎区境町、新川通地内
	履行期間	契約の日から125日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きよ」、ランク「A」に登載されていること。</p> <p>(6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 監理技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者(業種「土木」)でも可とします。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成27年9月14日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	野川200mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自:宮前区野川873番地先 至:宮前区野川801番地先 ほか3件
	履行期間	契約の日から175日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」に登載されていること。</p> <p>(6) 主観評価項目制度実施要綱第2条第1号イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>(7) 監理技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)でも可とします。</p>	

	(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116
入札日時等	平成27年9月14日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	等々力水処理センター耐震補強その7工事
	履 行 場 所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履 行 期 間	契約の日から平成28年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「土木」、ランク「A」に登載されていること。 (6) 監理技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者(業種「土木」)でも可とします。 (7) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成27年9月14日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	浄水2号連絡管流量計更新に伴う800mm布設替工事
	履 行 場 所	多摩区長沢1丁目36-15番地先(長沢高区送水ポンプ所内)
	履 行 期 間	契約の日から平成28年2月26日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。	

参加資格	(4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「C」に記載されていること。 (6) 主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を配置できること。 (7) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116
入札日時等	平成27年9月8日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件名	加瀬水処理センター建設機械その72工事
	履行場所	川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履行期間	契約の日から平成29年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」に記載されていること。 (5) 監理技術者(業種「機械器具設置」)を専任で配置できること(ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。)。なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当課と協議の上、技術者を変更することができます。 (6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (7) 平成12年4月1日以降に計画水量46,000m ³ /日以上(終末処理場)のゲート設備を含む沈殿池設備工事で、同設備の製作・据付工事の元請としての完工実績を有すること(ただし、修理及び整備工事を除く。)。なお、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成27年9月14日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	榎町地区ほか下水枝線第107号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区榎町、富士見1丁目地内ほか
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、ランク「A」に登載されていること。</p> <p>(6) 主観評価項目制度実施要綱第2条第1号イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>(7) 監理技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者(業種「土木」)でも可とします。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成27年9月14日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	梶ヶ谷地区下水枝線第9号工事
	履 行 場 所	川崎市高津区梶ヶ谷6丁目地内
	履 行 期 間	契約の日から230日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きょ」、希望種目「下水道開削」、ランク「A」に登載されていること。</p> <p>(6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 監理技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者(業種「土木」)でも可とします。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、土木工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116	

入札日時等	平成27年9月14日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第55号

一般競争入札公告の取消しについて

平成27年8月4日付け川崎市上下水道局公告第53号で公告した次の工事に係る一般競争入札公告を取消します。

平成27年8月19日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

1 件名

- (1) 南町給水管更新工事
- (2) 小川町給水管更新工事

2 取消し理由

前記工事における入札参加の申込みが無かったため、川崎市上下水道局契約規程第19条の規定に基づき、入札公告を取消します。

川崎市上下水道局公告第56号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年8月25日

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	生田浄水場 上水施設撤去に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区生田1丁目1番1号(生田浄水場内)
	履 行 期 間	契約の日から平成28年3月22日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されていること。</p> <p>(4) 技術士試験の第二次試験において、上下水道部門又は総合技術監理部門の選択科目「上水道及び工業用水道」に合格した技術士を本業務の業務責任者及び照査技術者として配置できること。ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することができません。</p> <p>また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課契約管理係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	平成27年9月24日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	長沢浄水場 休止施設撤去に伴う詳細設計業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5丁目1番1 (長沢浄水場内)
	履 行 期 間	契約の日から平成28年3月22日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 技術士試験の第二次試験において、上下水道部門又は総合技術監理部門の選択科目「上水道及び工業用水道」に合格した技術士を本業務の業務責任者及び照査技術者として配置できること。ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することができません。</p> <p>また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成27年9月24日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	第2導水ずい道 1号・2号監視孔及び鶴川排泥孔耐震診断業務委託
	履 行 場 所	相模原市緑区橋本台3丁目1番2号（1号監視孔）ほか2箇所
	履 行 期 間	契約の日から平成28年2月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 次の要件を満たす者を配置できること。</p> <p>なお、ア～オの兼任は可能とする。</p> <p>ア 技術士試験の第二次試験において、上下水道部門の選択科目「上水道及び工業用水道」又は総合技術監理部門の選択科目「上水道及び工業用水道」若しくは、RCCM資格試験（上水道及び工業用水道）の合格を経て、当該資格を有する者。</p> <p>イ 技術士試験の第二次試験において、建設部門の選択科目「鋼構造及びコンクリート」又は総合技術監理部門の選択科目「鋼構造及びコンクリート」若しくは、RCCM資格試験（鋼構造及びコンクリート）の合格を経て、当該資格を有する者。</p> <p>ウ 技術士試験の第二次試験において、建設部門の選択科目「土質及び基礎」又は総合技術監理部門の選択科目「土質及び基礎」若しくは、RCCM資格試験（土質及び基礎）の合格を経て、当該資格を有する者。</p> <p>エ 技術士試験の第二次試験において、総合技術管理部門（科目は問わない）の合格を経て、当該資格を有する者。</p>	

	<p>オ ア～エのいずれかの資格を有する者を業務責任者及び照査技術者として配置できること。ただし、業務責任者と照査技術者は兼任することができません。</p> <p>また、業務責任者及び照査技術者は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	平成27年9月15日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	戸手4丁目北地区市街地整備に伴う下水枝線実施設計委託
	履 行 場 所	川崎市幸区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成28年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成27・28年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成22年4月1日以降に契約した、耐震設計（レベル1・2）を含む下水道管きょ実施設計業務の元請履行実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記ア及びイは兼務可とします。</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門）の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者（総合技術監理部門技術士（下水道）、上下水道部門技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格を有する者）及び照査技術者を配置すること。</p> <p>ただし、業務責任者と照査技術者は兼任できません。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>	
入札日時等	平成27年9月15日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	カラーレーザプリンタ等41台賃貸借一式
	履 行 場 所	仕様書によります。
	履 行 期 間	平成27年11月1日から平成32年10月31日まで
	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成27・28年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に登載されていること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2091
入札日時等	平成27年9月30日 午前10時(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第57号

平成27年8月25日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 飛 弾 良 一

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	平成27年度中部下水管内取付管布設第1号工事
	履 行 場 所	川崎市中原区、高津区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成28年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きよ」、希望種目「下水道開削」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成27年9月15日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市ノ坪300mm・100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：中原区市ノ坪225番地先 至：中原区市ノ坪209番地先 ほか3件
	履 行 期 間	契約の日から145日間

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「B」に登録されていること。</p> <p>(6) 主観評価項目制度実施要綱第2条第1号イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>(7) 監理技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を専任で配置できること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)でも可とします。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が3,000万円を下回るときは、水道施設工事業に係る一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-3116</p>
入札日時等	平成27年9月24日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	潮見台配水所 高区送水ポンプ室耐震補強工事
	履行場所	宮前区潮見台4-1(潮見台配水所内)
	履行期間	契約の日から160日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>(5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「B」に登録されていること。</p> <p>(6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を専任で配置できること。ただし、本案件の請負金額が2,500万円(税込)未満となった場合は、専任を要しない。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-3116</p>	
入札日時等	平成27年9月15日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp
-------	---

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	平成27年度 川崎・幸区 水道施設等緊急修理工事（下期 単価契約）
	履 行 場 所	水道施設管理箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から平成28年3月31日まで
参 加 資 格	<p>この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」）により結成されている共同企業体であること。</p> <p>なお、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回ること。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 川崎市川崎区又は幸区内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>オ 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」又は「B」に記載されていること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 代表者に必要な条件</p> <p>ア 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 構成員2に必要な条件</p> <p>ア 主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成27年9月15日 午前10時（財政局資産管理部契約課 会議室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	平成27年度 中原・高津・宮前区 水道施設等緊急修理工事（下期 単価契約）
	履 行 場 所	水道施設管理箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から平成28年3月31日まで
	<p>この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」）により結成されている共同企業体であること。</p> <p>なお、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回ること。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p>	

参 加 資 格	<p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 川崎市中原区、高津区又は宮前区内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>オ 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」又は「B」に登録されていること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 代表者に必要な条件</p> <p>ア 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 構成員2に必要な条件</p> <p>ア 主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-3116</p>
入札日時等	平成27年9月15日 午前10時（財政局資産管理部契約課 会議室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	平成27年度多摩・麻生区 水道施設等緊急修理工事（下期 単価契約）
	履 行 場 所	水道施設管理箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から平成28年3月31日まで
参 加 資 格	<p>この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」、「構成員2」）により結成されている共同企業体であること。</p> <p>なお、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回ること。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 川崎市多摩区又は麻生区内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>オ 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」又は「B」に登録されていること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 代表者に必要な条件</p> <p>ア 監理技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 構成員2に必要な条件</p> <p>ア 主任技術者（業種「水道施設」又は「土木」）を専任で配置できること。</p> <p>イ 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3116
入札日時等	平成27年9月15日 午前10時 (財政局資産管理部契約課 会議室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター改築機械その9工事
	履行場所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履行期間	契約の日から平成29年3月31日まで
参加資格	<p>この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体であること。</p> <p>なお、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の出資割合を上回ること。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 川崎市内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>オ 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「空調・衛生」、希望種目「空気調和設備」、ランク「A」に記載されていること。</p> <p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 代表者に必要な条件</p> <p>ア 監理技術者（業種「管」）を専任で配置できること。</p> <p>イ 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 平成12年4月1日以降に完成した建築物（延べ床面積2,000㎡以上）の新築又は改築の空気調和設備工事（冷暖房設備工事含む。）の元請としての完工実績を有すること。ただし、共同企業体においては、出資比率20%以上であること。</p> <p>(3) 構成員2に必要な条件</p> <p>ア 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。</p> <p>イ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成27年10月5日 午後5時 (財政局資産管理部契約課建築契約係 (明治安田生命ビル13階))	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。	

そ の 他	(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp
-------	---

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター改築電気その5工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履 行 期 間	契約の日から平成29年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「電気」、ランク「A」に登録されていること。 (6) 監理技術者（業種「電気」）を専任で配置できること。 (7) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成27年10月5日 午後5時（財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札（特別簡易型）のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター改築電気その6工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履 行 期 間	契約の日から平成30年3月15日まで
	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。	

参 加 資 格	<p>(4) 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「電気」、ランク「A」に登録されていること。</p> <p>(5) 監理技術者(業種「電気」)を専任で配置できること(ただし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの選任配置を求めません。なお、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当課と協議の上、技術者を変更することができます。また、変更後の技術者は、「総合評価落札方式技術評価項目配点表」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。)</p> <p>(6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 平成12年4月1日以降に計画処理能力100,000m³/日以上 of 下水処理施設において、受変電設備、特殊電源設備、運転操作設備の製作及び据付の元請としての完工実績を有すること。完工実績は複数の工事でも可とする。ただし、修理及び整備工事を除く。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-2100</p>
入札日時等	<p>平成27年10月5日 午後5時(財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))</p>
入札保証金	<p>免</p>
契約書作成	<p>要</p>
入札の無効	<p>この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。</p>
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札(特別簡易型)のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>(3) 本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に該当します。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	新川下水幹線その5工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区大島1丁目、大島上町地内
	履 行 期 間	契約の日から平成28年3月31日まで
参 加 資 格	<p>この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体であること。</p> <p>なお、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の出資割合を上回ること。</p> <p>(1) 全ての構成員に必要な条件</p> <p>ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>ウ 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>エ 川崎市内に本社を有する中小企業であること。</p> <p>オ 平成27・28年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きよ」、ランク「A」に登録されていること。</p>	

	<p>カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>キ 競争入札参加申込みに当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>(2) 代表者に必要な条件</p> <p>ア 監理技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p> <p>イ 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(3) 構成員2に必要な条件</p> <p>ア 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。</p> <p>イ 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)</p> <p>電話 044-200-3116</p>
入札日時等	平成27年10月5日 午後5時(財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。</p> <p>(2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「総合評価一般競争入札(特別簡易型)のお知らせ」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。</p> <p>川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第10号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年8月25日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル
7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおい

て、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成27・28年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資

格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権

限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用するコンベックスアレイの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成27年10月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成27年8月25日(火)から平成27年9月1日(火)まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成27年9月9日(水) 午前10時00分	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する腹腔鏡セットの調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	契約期間	契約締結日から平成27年12月25日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成27年8月25日(火)から平成27年9月1日(火)まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	

入札及び開札 平成27年9月9日(水) 午前10時00分

川崎市病院局公告第11号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成27年8月25日

川崎市病院事業管理者 堀内 行雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成27・28年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口に戻答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとし

す。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	下半期給食用米穀の単価契約
	履行場所	川崎市立川崎病院及び井田病院
	契約期間	平成27年10月1日から平成28年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「食料品」 種目「食料品」
	地域区分	「市内」
競争参加の申込	平成27年8月25日(火)から平成27年9月1日(火)まで受付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成27年9月9日(水) 午前10時00分	

教育委員会告示

川崎市教育委員会告示第28号

川崎市文化財保護条例(昭和34年川崎市条例第24号)第6条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり川崎市重要史跡の指定解除を行ったので、同条例第7条の規定に基づき告示する。

平成27年8月17日

川崎市教育委員会

委員長 峪 正 人

種別	名称	員数	年代	所有者	所在地
川崎市重要史跡	千年伊勢山台官衙遺跡	1,652.37㎡	奈良・平安時代	国・川崎市	高津区千年字伊勢山台423番1ほか8筆

川崎市教育委員会告示第29号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成27年8月19日

川崎市教育委員会

委員長 峪 正 人

- 日時 平成27年8月25日(火) 14:00から
- 場所 教育文化会館 第6会議室
- 議事
議案第45号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について
- その他報告等

教育委員会公告

川崎市教育委員会公告第5号

指定管理者の指定申請について次のとおり公告します。

平成27年8月20日

川崎市教育委員会委員長 峪 正 人

- 管理を行わせる施設の名称及び所在地
川崎市八ヶ岳少年自然の家(長野県諏訪郡富士見町境字広原12067-482)
- 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
川崎市少年自然の家条例、川崎市少年自然の家条例施行規則に定めるもののほか、詳細については川崎市八ヶ岳少年自然の家指定管理仕様書に定める。
- 指定予定期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで(5年間)
- 応募資格
 - 法人その他の団体であること。(個人ではないこと。)
 - 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者。ただし、破産者で復権を得ていない者は除く。
 - 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されていない者
 - 本市から指名停止措置を受けていない者
 - 団体又はその代表者が都道府県税、市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続き開始の申立てをしていない者。又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続

- き開始の申立てをしていない者
- (7) 川崎市と神奈川県警察との間で締結する「指定管理者制度における暴力団排除に関する合意書」において、次に掲げる排除措置の対象者とされていない者
 - ア 法人等の役員等経営に関与する者（以下「役員等」という。）に、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」という。）が含まれている場合
 - イ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等を使用している場合
 - ウ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を供与している場合
 - エ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な交際をしている場合
 - オ 法人等又は役員等が暴力団又は暴力団員等が実質的に支配している法人その他の団体を利用している場合
- (8) 共同事業体が応募する場合は、その構成員すべてが上記(1)から(7)までの要件を満たしていること。

5 指定申請の方法

- (1) 応募書類の配布方法及び配布期間

応募書類等は原則、市ホームページからダウンロードして御利用ください。

(<http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000069176.html>)
- (2) 提出書類
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 指定申請に係る誓約書
 - ウ 団体概要書
 - エ コンプライアンス（法令順守）に関する申告書
 - オ 指定予定期間の事業計画書
 - カ 指定予定期間の経費見積書
 - キ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - ク 応募団体の役員名簿及び履歴書
 - ケ 応募団体の組織図
 - コ 指定管理者制度における暴力団排除に係る合意書に基づく個人情報の外部提供同意書
 - サ 応募施設に適用予定の規程類（就業規則、給与規程、経理規程等）
 - シ 青少年教育施設等類似施設の運営実績を記載した書類
 - ス 申請日の属する期の応募団体の事業計画書及び収支予算書等
 - セ 直近3期分の財務関係書類「収支計算書、貸借対照表及び財産目録等」。ただし、申請日の属す

- る事業年度に設立された応募団体にあつては、直近までの実績での試算表によるものとする。
- ソ 過去3年分の納税証明書（任意団体にあつては代表者に係るもの）
- タ 申請日前1月以内の預金残高証明書
- チ 債務状況等自己申告書
- ツ 共同事業体にあつては、共同事業体協定書兼委任状、共同事業体構成団体連絡先一覧及び組織や運営に関する事項を記載した書類
- ※前各号に掲げるもののほか、川崎市教育委員会が必要と認める書類

- (3) 指定申請の期間

平成27年 9月15日（火）から平成27年 9月18日（金）まで

（午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで）

- (4) 提出方法

持参（郵送による提出はできません。なお、申請書類等一式は返却しません。）

- (5) 問合せ先・提出先

川崎市市民・子ども局子ども本部子育て施策部青少年育成課

住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所第3庁舎15階

電 話 044-200-3084

F A X 044-200-3931

電子メール 25seiiku@city.kawasaki.jp

川 崎 区 告 示

川崎市川崎区告示第5号

平成27年7月3日の転入届について、横浜市鶴見区から転出証明書無効の通知がありましたので、同届出を無効とするとともに、同日以降に発行された全ての住民票の写しを無効とします。

平成27年8月27日

川崎市川崎区長 大谷 雄 二

無効とする住民票の写し

住 所 川崎市川崎区日進町26番地11 トーア川崎マンション 814

氏 名 田辺あゆみ、田辺みなみ、田辺渉

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告と

して(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

中 原 区 告 示

川崎市中原区告示第6号

平成26年1月20日に届出された、石田 久人の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条に基づく転入届出は、事実に基づかない錯誤の届出であることが判明したため、次のとおり、これを無効とする。

平成27年8月21日

川崎市中原区長 鈴木 賢 二

1 無効とする住民基本台帳登記者

住 所 川崎市中原区小杉町3丁目20番地2
アドヴァンス武蔵小杉 303

氏 名 石田 久人

生年月日 昭和49年4月6日

性 別 男

2 無効の事由 平成26年1月20日付の転入届は虚偽の届出のため

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1. 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することがで

きます。

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第118号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成27年8月17日

川崎市川崎区長 大谷 雄 二

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第119号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年8月20日

川崎市川崎区長 大谷 雄 二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	後期高齢者 医療保険料	第 8 期	平成27年9月1日 (第8期分)	計1件

平成26年度	後期高齢者 医療保険料	第 9 期	平成27年9月1日 (第9期分)	計1件
平成27年度	後期高齢者 医療保険料	過 年 6 月	平成27年9月1日 (過年6月)	計1件
平成27年度	後期高齢者 医療保険料	第 1 期	平成27年9月1日 (第1期分)	計9件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第120号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告

します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年8月20日

川崎市川崎区長 大谷 雄二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	介 護 保 険 料	第 3 期	平成27年8月31日	3件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第121号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年8月20日

川崎市川崎区長 大谷 雄二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期	平成27年9月1日 (第1期分)	計13件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期	平成27年9月1日 (第2期分)	計61件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第122号

次の国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年8月20日

川崎市川崎区長 大谷 雄二

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第123号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8月20日

川崎市川崎区長 大 谷 雄 二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	過 年 6 月	平成27年 9月 1日	計 1 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第124号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8月20日

川崎市川崎区長 大 谷 雄 二

年 度	科 目	期 別	この公示により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 期	平成27年 9月 1日 (第1期分)	計 2 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期 期	平成27年 9月 1日 (第2期分)	計72件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	過 随 6 月 分	平成27年 9月 1日 (過随6月分)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期 期	平成27年 9月 1日 (第2期分)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 7 期 期	平成27年 9月 1日 (第7期分)	計 2 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期 期	平成27年 9月 1日 (第8期分)	計 4 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期 期	平成27年 9月 1日 (第9期分)	計 4 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期 期	平成27年 9月 1日 (第10期分)	計 1 件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第125号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8月20日

川崎市川崎区長 大 谷 雄 二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期 期	平成27年 9月 1日 (第10期)	計 1 件

平成27年度	国民健康 保 険 料	第 1 期	平成27年 9 月 1 日 (第 1 期)	計12件
平成27年度	国民健康 保 険 料	第 2 期	平成27年 9 月 1 日 (第 2 期)	計29件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第126号

国民健康保険料に係る差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8 月 21 日

川崎市川崎区長 大 谷 雄 二

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第127号

次の国民健康保険料に係る差押調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8 月 25 日

川崎市川崎区長 大 谷 雄 二

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第31号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8 月 20 日

川崎市幸区長 上 野 葉 子

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国民健康 保 険 料	第 1 期	平成27年 9 月 1 日	計22件
平成27年度	国民健康 保 険 料	第 2 期	平成27年 9 月 1 日	計23件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第46号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8 月 20 日

川崎市中原区長 鈴 木 賢 二

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成27年度	介 護 保 険 料	第 3 期		計 1 件
平成27年度	介 護 保 険 料	第 4 期		計 1 件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第47号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規

定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8月20日

川崎市中原区長 鈴木 賢 二

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 8 期	平成27年 9月 1日 (第8期分)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期	平成27年 9月 1日 (第9期分)	計 1 件
平成26年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 0 期	平成27年 9月 1日 (第10期分)	計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期	平成27年 9月 1日 (第1期分)	計36件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期	平成27年 9月 1日 (第2期分)	計39件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第48号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成27年 8月28日

川崎市中原区長 鈴木 賢 二

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に

ついで裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1. 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市中原区公告第49号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成27年 8月28日

川崎市中原区長 鈴木 賢 二

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第35号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ、住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成27年8月14日

川崎市高津区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」と言います。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がない時、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必

（別紙省略）

川崎市高津区公告第38号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定

要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても取消訴訟を提起することができます。

別紙省略

川崎市高津区公告第36号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成27年8月14日

川崎市高津区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別紙省略

川崎市高津区公告第37号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年8月20日

川崎市高津区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
平成26年度	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	第 9 期	平成27年9月1日 (第9期分)	計1件

（別紙省略）

により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年8月20日

川崎市高津区長 土 方 慎 也

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国民健康保険料	1 期	平成27年 9 月 1 日 (第 1 期分)	計52件
平成27年度	国民健康保険料	2 期	平成27年 9 月 1 日 (第 2 期分)	計 4 件

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第36号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達す

ることができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8 月 20 日

川崎市宮前区長 野 本 紀 子

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国民健康保険料	第 1 期	平成27年 9 月 1 日	計39件
平成27年度	国民健康保険料	第 2 期	平成27年 9 月 1 日	計19件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第37号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8 月 20 日

川崎市宮前区長 野 本 紀 子

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	介 護 保 険 料	第 3 期 分	平成27年 8 月 31 日 (第 3 期分)	計 1 件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第52号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の

規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8 月 13 日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 以 降	平成27年 8 月 31 日 (第 1 期 分・第 2 期 分)	計13件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期 以 降		計 7 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期 以 降		計 2 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 9 期 以 降		計 1 件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第53号

次の国民健康保険料に係る差押調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20

条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8 月 18 日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数・備考
平成27年度				計 1 件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第54号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日 法律 123 号）第 143 条 で 準 用 す る 地 方 税 法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により

公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8 月 20 日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成27年度	介 護 保 険 料	第 3 期		計16件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第55号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達したところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

付します。

平成27年 8 月 20 日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 1 期 期	平成27年 9 月 1 日 (第 1 期分)	計32件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	第 2 期 期	平成27年 9 月 1 日 (第 2 期分)	計74件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 4 月	平成27年 9 月 1 日 (過年 4 月分)	計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 5 月	平成27年 9 月 1 日 (過年 5 月分)	計 1 件
平成27年度	国 民 健 康 保 険 料	過 年 6 月	平成27年 9 月 1 日 (過年 6 月分)	計 1 件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第56号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

平成27年 8 月 31 日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第57号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成27年 8 月 31 日

川崎市多摩区長 中 村 孝 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

麻 生 区 公 告**川崎市麻生区公告第43号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8 月 20 日

川崎市麻生区長 多 田 昭 彦

別紙省略

川崎市麻生区公告第44号

次の差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8月20日

川崎市麻生区長 多田 昭彦

別紙省略

川崎市麻生区公告第45号

次の配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8月20日

川崎市麻生区長 多田 昭彦

別紙省略

川崎市麻生区公告第46号

次の国民健康保険料過誤納還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成27年 8月20日

川崎市麻生区長 多田 昭彦

別紙省略

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により、平成27年9月2日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項及び第270条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成27年 8月21日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 薄衣 敏則

- 縦覧場所 川崎市川崎区東田町8番地
川崎市川崎区役所7階 総務課内
川崎市川崎区選挙管理委員会事務室
- 縦覧期間 平成27年9月3日から同年9月7日まで

- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第30条の7第2項及び第270条並びに公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の11第1項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成27年 8月21日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 薄衣 敏則

- 縦覧場所 川崎市川崎区東田町8番地
川崎市川崎区役所7階 総務課内
川崎市川崎区選挙管理委員会事務室
- 縦覧期間 平成27年9月3日から同年9月7日まで
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

高津区選挙管理委員会告示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により平成27年9月2日に行う選挙人名簿の登録において、新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、同法第23条第1項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成27年 8月19日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 小澤 良治

- 縦覧場所 川崎市高津区下作延2丁目8番1号
川崎市高津区役所内
川崎市高津区選挙管理委員会事務室
- 縦覧期間 平成27年9月3日から同年9月7日まで
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

川崎市高津区選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の6第1項の規定により平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、同法第30条の7第1項及び第270条並びに公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の11第1項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成27年 8月19日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 小澤 良治

- 1 縦覧場所 川崎市高津区下作延2丁目8番1号
川崎市高津区役所内
川崎市高津区選挙管理委員会事務室
- 2 縦覧期間 平成27年9月3日から同年9月7日まで
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

宮前区選挙管理委員会告示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により平成27年9月2日に行う選挙人名簿の登録において新たに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を同法第23条第1項及び第270条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成27年8月21日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 柴田 憲武

- 1 縦覧場所 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5
川崎市宮前区役所内
川崎市宮前区選挙管理委員会事務室
- 2 縦覧期間 平成27年9月3日から同年9月7日まで
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により平成27年9月2日までに新たに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を同法第30条の7第1項及び第270条並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の11第1項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成27年8月21日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 柴田 憲武

- 1 縦覧場所 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5
川崎市宮前区役所内
川崎市宮前区選挙管理委員会事務室
- 2 縦覧期間 平成27年9月3日から同年9月7日まで
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

